

あすひら 未来を拓く

ANNUAL REPORT 2026

〈資料編〉

INDEX

●当金庫の概要	1
●主要な事業の内容	1
●事業の概況	2
●事業の展望と対処すべき課題	2
●財務諸表	3～6
●経営指標	7
●預金に関する指標	8
●貸出金等に関する指標	8
●有価証券等に関する指標	9
●連結決算の状況	10～14
●自己資本の充実の状況	
定性的な開示事項(単体・連結ベース)	15～17
〈単体における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	18
定量的な開示事項	19～25
〈連結における開示〉	
自己資本の構成に関する開示事項	26
定量的な開示事項	27～33
●信用金庫法・金融再生法開示債権の状況について	34
●金融仲介機能の発揮について	34
●リスク管理態勢について	35
●内部管理態勢の充実について	36～40
●商品・サービス等のご案内	41～42
●2025年度 開示項目一覧	43～44



大 分 未来信用金庫

当金庫の概要



- 名 称 大分みらい信用金庫
- 本店所在地 大分県別府市駅前本町1番31号
〒874-8639 TEL 0977-22-1181
- 創立年月日 1922年4月12日
- 出 資 金 15億5百万円
- 会 員 数 42,797人
- 店 舗 数 29店舗
- 役 職 員 数 363人
- 預 金 積 金 4,397億円
- 貸 出 金 2,233億円
- 営 業 地 区 別府市・大分市・日田市・臼杵市・津久見市・
竹田市・杵築市・中津市・宇佐市・豊後高田市・
豊後大野市・由布市・国東市・東国東郡・
速見郡・玖珠郡(以上 大分県)
豊前市・築上郡(以上 福岡県)

(2026年3月31日現在)

主要な事業の内容

1.預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。
2.貸出業務	
(1) 貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っております。
3.有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
4.内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。
5.附帯業務	
(1) 代理業務	① 日本銀行歳入代理店 ② 地方公共団体の公金取扱業務 ③ 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④ 信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
(2) 保護預りおよび貸金庫業務	
(3) 有価証券の貸付	
(4) 債務の保証	
(5) 公共債の引受	
(6) 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売	
(7) 保険業法第275条第1項による保険募集の業務	
(8) 確定拠出年金法第88号による業務	
(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理	
(10) 電子債権記録業に係る業務	
(11) 地域活性化等業務	

事業の概況

当金庫は令和3年度より「10カ年長期事業計画」を推進しており、10年後のビジョンとして「Heart to Heart～あなたがいちばんに相談したい金融機関～」、戦略テーマとして「シンカへの挑戦～地域とともに発展するビジネスモデルの確立～」を掲げて事業に取り組んでいます。

令和6年度から8年度の3年間は、長期事業計画の第2フェーズとなる中期計画「第2次『シンカへの挑戦』3カ年計画」を推進しており、本3カ年計画では人口減少や少子高齢化社会の進展、金融政策の変更、DXの加速など、急速に変化する経営環境に対応していくため、当金庫の各種制度や仕組みを大胆に変革(スクラップ&ビルド)するとともに、「待ったなし」の経営課題に対してスピード感を持って取り組むことを趣旨としています。また、変化に対応しうる「自律性・主体性を持って行動する職員」を育成するために、専門人材を積極的に活用する期間と位置づけています。

令和7年度は3カ年計画の2年度目として、引き続き「地域活性化支援とお客さま支援の強化」「営業基盤の拡充と業務改革の実行」「より働きがいのある職場の構築」「経営管理態勢と統合的なリスク管理態勢の強化」の4つの重点施策に取り組みました。

「地域活性化支援とお客さま支援の強化」では、事業先との対話シート「そうだ!みらいに相談しよう!」や事業性評価シート「しんぎんCan!シート」を活用し、ビジネスマッチングや専門家派遣事業など事業先の本業支援に取り組みました。また、大分県弁護士会や大分県立別府翔青高等学校と包括連携協定を締結し、高齢者の法律相談支援や地域社会の将来を担う人材育成に取り組めました。

「営業基盤の拡充と業務改革の実行」では、効率的・効果的な営業活動の実践を目指し、マーケティングデータの活用スキル向上を図りました。また、M&A案件への支援等に注力し、役務収益の増強を図りました。店舗政策では南支店と大在支店の建て替えに着手しました。

「より働きがいのある職場の構築」では、評価制度の高度化(能力チェックシートの導入)や専門人材の育成に取り組めました。また、若手職員が中心となって地域や金庫を元気にするプロジェクト「ASOBIプロジェクトAct」による「湯～ったり みら市」を開催しました。この活動を通じて、プロジェクトメンバーは信用金庫で働くことの意義等について深く考えることができ、主体性の育成とエンゲージメント向上に繋がりました。

「経営管理態勢と統合的なリスク管理態勢の強化」では、内部監査計画に基づき部室店等や各種テーマ別の監査を実施したほか、マネー・ローンドリングやテロ資金供与、サイバーセキュリティなどへの態勢強化に取り組めました。また、監事会や会計監査人からの提言事項等に対する改善策に組織的に取り組み、ガバナンス態勢の強化に努めました。

事業の展望と対処すべき課題

令和8年度は「第2次『シンカへの挑戦』3カ年計画」の最終年度となります。昨年度に引き続き、「地域活性化支援とお客さま支援の強化」「営業基盤の拡充と業務改革の実行」「より働きがいのある職場の構築」「経営管理態勢と統合的なリスク管理態勢の強化」の4つを重点施策として掲げ、生産性向上や営業基盤の拡充等の経営課題に対してスピード感を持って取り組んでまいります。外部環境においては、人手不足や物価高に加え、中東情勢による影響等が懸念されますが、地域住民や中小零細企業の課題解決へのご支援をさらに強化し、「地域の皆さまから笑顔をいただける信用金庫」を目指してまいります。

財務諸表

●貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
(資産の部)		
現金	3,786	3,816
預け金	91,773	88,958
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買入金銭債権	54	25
金銭の信託	180	180
有価証券	139,793	133,576
国債	20,864	19,521
地方債	34,679	22,630
社債	52,857	52,292
株式	2,562	3,838
その他の証券	28,829	35,292
貸出金	215,644	223,394
割引手形	640	531
手形貸付	11,618	10,307
証書貸付	190,065	196,824
当座貸越	13,320	15,730
その他資産	3,151	3,267
未決済為替貸	84	67
信金中金出資金	2,325	2,325
前払費用	29	23
未収収益	593	556
その他の資産	117	295
有形固定資産	5,797	5,608
建物	2,526	2,461
土地	2,784	2,680
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	43
その他の有形固定資産	487	423
無形固定資産	154	129
ソフトウェア	138	113
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	15	15
前払年金費用	306	375
繰延税金資産	251	211
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	5,336	4,686
貸倒引当金	△ 6,242	△ 5,919
(うち個別貸倒引当金)	(△ 5,311)	(△ 4,814)
投資損失引当金	—	—
資産の部合計	459,987	458,312

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
(負債の部)		
預金積金	438,566	439,737
当座預金	5,039	4,526
普通預金	218,542	215,531
貯蓄預金	1,765	1,562
通知預金	558	485
定期預金	193,220	199,907
定期積金	8,413	8,044
その他の預金	11,025	9,678
譲渡性預金	—	—
借入金	225	175
コマーシャル・ペーパー	—	—
その他負債	1,243	1,711
未決済為替借	196	125
未払費用	380	804
給付補填備金	1	4
未払法人税等	42	32
前受収益	86	81
払戻未済金	15	15
払戻未済持分	1	1
職員預り金	255	253
リース債務	—	—
資産除去債務	94	94
その他の負債	168	296
賞与引当金	217	257
退職給付引当金	—	0
役員退職慰労引当金	81	100
睡眠預金払戻損失引当金	57	52
偶発損失引当金	79	51
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	196	196
債務保証	5,336	4,686
負債の部合計	446,003	446,970
(純資産の部)		
出資金	1,502	1,505
普通出資金	1,502	1,505
優先出資金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	24,695	25,250
利益準備金	1,506	1,502
その他利益剰余金	23,188	23,748
特別積立金	22,200	22,700
当期末処分剰余金	988	1,048
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	26,197	26,756
その他有価証券評価差額金	△ 12,630	△ 15,844
土地再評価差額金	417	430
評価・換算差額等合計	△ 12,213	△ 15,414
純資産の部合計	13,983	11,341
負債及び純資産の部合計	459,987	458,312

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

●損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	6,242	9,001
資金運用収益	5,457	6,994
貸出金利息	3,868	4,263
預け金利息	301	489
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,244	2,188
その他の受入利息	43	52
役務取引等収益	528	519
受入為替手数料	224	228
その他の役務収益	304	291
その他業務収益	56	57
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	18	1
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	37	55
その他経常収益	199	1,429
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	9	7
株式等売却益	150	1,385
金銭の信託運用益	—	3
その他の経常収益	39	33
経 常 費 用	5,744	8,220
資金調達費用	276	897
預金利息	274	890
給付補填備金繰入額	0	5
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	0	0
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	435	476
支払為替手数料	64	65
その他の役務費用	370	410
その他業務費用	349	2,213
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	108	1,983
国債等債券償還損	238	227
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	3	2
経費	4,183	4,292
人件費	2,580	2,705
物件費	1,446	1,432
税 金	157	155
その他経常費用	498	341
貸倒引当金繰入額	408	237
貸出金償却	12	6
株式等売却損	0	26
株式等償却	4	—
金銭の信託運用損	0	—
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	71	70
経常利益	497	780
特 別 利 益	0	1
固定資産処分益	0	1
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	135	99
固定資産処分損	0	15
減損損失	134	83
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	362	682
法人税、住民税及び事業税	85	57
法人税等調整額	△ 34	41
法 人 税 等 合 計	50	99
当 期 純 利 益	311	583
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	637	477
土地再評価差額金取崩額	38	△ 13
当期末処分剰余金	988	1,048

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2024年度	2025年度
当期末処分剰余金	988,105,912	1,048,601,552
積立金取崩額	—	—
(うち経営安定化積立金)	—	—
利益準備金取崩額	4,837,500	—
剰余金処分額	514,949,636	518,226,215
利益準備金	—	3,302,000
普通出資に対する配当金	14,949,636	14,924,215
特別積立金	500,000,000	500,000,000
(うち経営安定化積立金)	(500,000,000)	(500,000,000)
繰越金(当期末残高)	477,993,776	530,375,337

(注)2024年度、2025年度の配当率は、年1.00%です。

●会計監査人の監査について

2026年6月29日開催の第105期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、貞閑公認会計士共同事務所（公認会計士 川野嘉久氏、染矢亮志氏の監査を受けております。

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月30日

大分みらい信用金庫

理 事 長

古 田 哲 一

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)。ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上、残存保証の取決めがあるものは当該残存保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付けております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻疑念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、債務者の自己査定基準に基づき、営業部が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監督部門が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は772百万円であります。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数値計算上の差の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度(全国信用金庫厚生年金基金)全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △ 31,890百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在) 0.3575%
(3) 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該債権に充てられる特別掛金67百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されたもので、上記(1)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠障害払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点等の収益の計上方法については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 5,919百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の業績見通し」であります。〔債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。〕
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 19百万円
18. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
19. 子会社等に対する金銭債務総額 110百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 4,253百万円
21. 有形固定資産の圧縮記憶額 497百万円
22. 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表上の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれに準ずる債権額 1,459百万円
危険債権額 10,613百万円
要管理債権額 2,060百万円
三月以上延滞債権額 51百万円
貸出条件緩和債権額 2,009百万円
小計額 14,133百万円
正常債権額 214,690百万円
合計額 228,823百万円
破産更生債権及びこれに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支度を支えることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績が特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号〔ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示〕(令和6年7月1日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、55百万円であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は531百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日銀歳入代り店取引等の取引の担保として、有価証券2,000百万円及び預け金(定期預金)7,291百万円を差し入れています。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 1,946百万円
- 〔有価証券〕中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は520百万円あります。
- 出資1口当たりの純資産額 376円71銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」および「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業部のほか融資部門により行われております。
信用リスク管理プロセスについては、当金庫の与信状況および大口与信先の事業内容について信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っております。また、信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合リスク管理委員会やALM委員会や協議会を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議、ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・付議する態勢をとっております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会にされたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、IRBB分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等において定期的に報告されております。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」、及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%(100BP:100ベーシポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、7,620百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	88,958	89,030	72
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	5,652	5,465	△ 187
その他有価証券(※2)	127,796	127,796	—
(3) 貸出金(※1)	223,394		
貸倒引当金(※3)	△ 5,917		
	217,476	216,183	△ 1,293
金融資産計	439,884	438,476	△ 1,408
(1) 預金積金(※1)	439,737	439,908	170
金融負債計	439,737	439,908	170

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) その他有価証券とは、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～3項及び第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、内部格付に基づき元金利息の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて（現在価値技法）、時価を算定しております。

- なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については31.から34.に記載しております。
- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金利息の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	10
関連法人等株式（※1）	—
非上場株式（※1）	113
信金中金出資金（※1）	2,325
組合出資金（※2）	2
合 計	2,451

(※1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	55,357	—	9,800	23,800
有価証券	6,211	41,149	38,521	52,376
満期保有目的の債券	155	2,346	1,750	1,400
その他有価証券のうち 満期があるもの	6,055	38,802	36,771	50,976
貸出金（※）	35,083	71,944	47,613	51,665
合 計	96,652	113,093	95,934	127,841

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	369,919	69,776	10	29
合 計	369,919	69,776	10	29

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

売買目的有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	440	441	1
	その他	—	—	—
	小 計	440	441	1
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	412	405	△ 7
	その他	4,800	4,618	△ 181
	小 計	5,212	5,023	△ 189
合 計		5,652	5,465	△ 187

その他有価証券

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	3,624	2,788	836
	債券	503	502	0
	国債	503	502	0
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	10,497	9,597	900
	小 計	14,625	12,888	1,737
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	90	101	△ 10
	債券	93,088	108,214	△ 15,126
	国債	19,018	24,662	△ 5,643
	地方債	22,630	26,568	△ 3,937
	短期社債	—	—	—
	社債	51,439	56,983	△ 5,544
	その他	19,992	22,385	△ 2,392
	小 計	113,171	130,701	△ 17,530
合 計		127,796	143,589	△ 15,793

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,976	1,037	19
債券	12,285	1	1,695
国債	880	1	118
地方債	10,532	—	1,148
短期社債	—	—	—
社債	872	—	427
その他	2,393	347	523
合 計	16,655	1,386	2,237

34. 減損処理を行った有価証券

当事業年度における重要な減損処理はありません。

35. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	180	0

36. 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

37. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けたことを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,652百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,213百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金庫情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,708百万円
固定資産の減損	288
賞与引当金	73
減価償却限度超過額	23
役員退職慰労引当金	28
睡眠預金払戻損失引当金	14
その他	563
繰延税金資産小計	2,700
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,885
評価性引当額小計	△ 1,885
繰延税金資産合計	815
繰延税金負債	
前払年金費用	106
その他有価証券評価差額金	492
その他	3
繰延税金負債合計	603
繰延税金資産（負債）の純額	211百万円

40. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 0百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 11,597千円
子会社との取引による費用総額 40,148千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 19円40銭
- その他の役務費用には信用保険料 394,094千円を含んでおります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、355,962千円であります。
- 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額(千円)
大分県別府市	営業用店舗	土地	71,775
		建物	11,743
		リース資産	－
		その他の有形固定資産	98
合 計			83,618

7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金・代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に合わせて計上しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。このうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議をもって決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、規程で定めております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	148

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」113百万円、「賞与」16百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った金額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼役員員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

●最近5年間の主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益 (千円)	5,913,739	5,585,443	5,867,797	6,242,516	9,001,251
経常利益 (千円)	831,308	526,160	632,182	497,628	780,366
当期純利益 (千円)	628,595	489,193	525,414	311,726	583,662
出資総額 (百万円)	1,503	1,513	1,506	1,502	1,505
出資総口数 (千口)	30,071	30,264	30,139	30,042	30,108
純資産額 (百万円)	24,740	20,818	20,279	13,983	11,341
総資産額 (百万円)	460,887	464,020	464,766	459,987	458,312
預金積金残高 (百万円)	427,632	434,655	436,491	438,566	439,737
貸出金残高 (百万円)	208,841	210,531	210,445	215,644	223,394
有価証券残高 (百万円)	137,933	144,961	145,680	139,793	133,576
単体自己資本比率 (%)	12.98	13.29	13.29	13.34	12.78
出資に対する配当金 (円) (出資一口50円当り)	1.5	0.5	0.5	0.5	0.5
役員数 (人)	18	17	17	17	18
うち常勤役員数 (人)	9	9	9	9	9
職員数 (人)	377	373	362	358	354
会員数 (人)	42,762	42,853	42,571	42,562	42,797

●業務粗利益

	2024年度	2025年度
資金運用収支	5,181,115	6,096,949
資金運用収益	5,457,970	6,994,355
資金調達費用(注1)	276,855	897,405
役務取引等収支	92,844	43,779
役務取引等収益	528,377	519,977
役務取引等費用	435,532	476,198
その他の業務収支	△ 293,174	△ 2,156,035
その他業務収益	56,764	57,091
その他業務費用	349,938	2,213,127
業務粗利益	4,980,786	3,984,692
業務粗利益率(注2)	1.08%	0.86%

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2024年度 108千円、2025年度 360千円)を控除して表示しております。
2.業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

●業務純益

	2024年度	2025年度
業務純益	776,748	△ 443,983
実質業務純益	845,450	△ 270,912
コア業務純益	1,173,331	1,938,080
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,143,718	1,285,708

(注) 1.業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	460,337	459,699	5,457,970	6,994,355	1.18	1.52
うち貸出金	212,541	217,793	3,868,550	4,263,250	1.82	1.95
うち預け金(無利息分を除く)	93,313	88,383	301,567	489,736	0.32	0.55
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	152,085	151,158	1,244,069	2,188,923	0.81	1.44
資金調達勘定	437,588	436,444	276,855	897,405	0.06	0.20
うち預金積金	437,235	436,160	275,169	896,130	0.06	0.20
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	244	191	366	286	0.14	0.15

(注) 1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年度 260百万円、2025年度 258百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(2024年度 180百万円、2025年度 180百万円)および利息(2024年度 0百万円、2025年度 0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

●利鞘

	2024年度	2025年度
資金運用利回	1.18	1.52
資金調達原価率	1.00	1.18
総資金利鞘	0.18	0.34

●受取・支払利息の増減

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	49,010	189,302	238,312	78,450	1,457,934	1,536,384
うち貸出金	40,769	16,969	57,738	101,448	293,251	394,699
うち預け金	△ 6,219	112,521	106,302	△ 14,928	203,097	188,169
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	15,091	59,314	74,405	△ 7,465	952,320	944,854
支払利息	74	196,300	196,375	△ 852	621,655	620,802
うち預金積金	247	196,300	196,547	△ 654	621,616	620,961
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	△ 178	－	△ 178	△ 118	38	△ 79

(注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

●利益率

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.10	0.16
総資産当期純利益率	0.06	0.12

経常(当期純)利益
(注)総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	862	931	－	862	931
	2025年度	931	1,104	－	931	1,104
個別貸倒引当金	2024年度	5,407	5,311	436	4,971	5,311
	2025年度	5,311	4,814	560	4,750	4,814
合 計	2024年度	6,269	6,242	436	5,833	6,242
	2025年度	6,242	5,919	560	5,681	5,919

●貸出金償却

	(単位:千円)
2024年度	12,553
2025年度	6,871

預金に関する指標

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
流動性預金	232,518	230,067
うち有利息預金	211,139	210,436
定期性預金	203,637	205,076
うち固定金利定期預金	194,930	196,953
うち変動金利定期預金	148	142
その他	1,079	1,016
計	437,235	436,160
譲渡性預金	0	0
合 計	437,235	436,160

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2.有利息預金は、普通預金、貯蓄預金、通知預金から無利息型普通預金を控除して算出しております。
3.定期性預金=定期預金+定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。
4.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

貸出金等に関する指標

●貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
手形貸付	11,237	10,947
証書貸付	188,052	192,257
当座貸越	12,471	14,000
割引手形	779	587
合 計	212,541	217,793

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●貸出金残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
貸出金	215,644	223,394
固定金利	68,910	69,705
変動金利	146,734	153,689

●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	999	950
有価証券	100	100
動産	—	—
不動産	40,233	41,293
その他	—	—
計	41,333	42,343
信用保証協会・信用保険	50,241	53,338
保証	27,414	29,521
信用	96,654	98,190
合 計	215,644	223,394

●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	10	7
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	4,716	4,228
その他	—	—
計	4,726	4,235
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	609	450
合 計	5,336	4,686

(注) 私募債は除いております。

●貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	120,554	55.90	123,136	55.12
運転資金	95,089	44.10	100,257	44.88
合 計	215,644	100.00	223,394	100.00

●定期預金残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
定期預金	193,220	199,907
固定金利定期預金	193,079	199,768
変動金利定期預金	141	138
その他	0	0

●住宅ローン・消費者ローン残高

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
住宅ローン	43,337	46,290
消費者ローン	14,151	16,291
合 計	57,488	62,581

●貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	275	8,190	3.79	261	8,189	3.66
農業、林業	47	476	0.22	44	393	0.17
漁業	7	19	0.00	7	18	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	2	73	0.03	2	59	0.02
建設業	922	24,086	11.16	917	24,671	11.04
電気・ガス・熱供給・水道業	50	1,126	0.52	52	1,016	0.45
情報通信業	18	356	0.16	19	483	0.21
運輸業、郵便業	57	3,426	1.58	55	3,251	1.45
卸売業、小売業	722	16,379	7.59	691	16,804	7.52
金融業、保険業	26	1,142	0.52	28	1,684	0.75
不動産業	671	41,267	19.13	669	42,736	19.13
物品賃貸業	6	198	0.09	4	234	0.10
学術研究、専門・技術サービス業	55	708	0.32	51	729	0.32
宿泊業	112	10,229	4.74	103	10,369	4.64
飲食業	451	5,873	2.72	447	5,626	2.51
生活関連サービス業、娯楽業	241	5,455	2.52	218	4,929	2.20
教育、学習支援業	31	829	0.38	28	870	0.38
医療、福祉	131	7,002	3.24	133	6,314	2.82
その他のサービス	697	11,734	5.44	705	12,124	5.42
小 計	4,521	138,575	64.26	4,434	140,507	62.89
地方公共団体	9	16,689	7.73	9	17,464	7.81
個人	12,978	60,379	27.99	13,518	65,421	29.28
合 計	17,508	215,644	100.00	17,961	223,394	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

(単位:%)

	2024年度	2025年度
期末預貸率	49.17	50.80
期中平均預貸率	48.61	49.93

- (注) 1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券等に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

2024年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	—	909	813	—	586	18,554	—	20,864
地方債	2,655	1,009	3,182	9,949	8,257	9,624	—	34,679
社債	5,177	8,648	11,925	8,353	5,775	12,976	—	52,857
株式	—	—	—	—	—	—	2,562	2,562
外国証券	100	1,492	3,072	2,514	3,040	5,285	—	15,505
その他の証券	1,276	2,413	1,456	1,341	620	1,124	5,091	13,323
2025年度 (単位:百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
国債	602	1,005	683	386	2,067	14,776	—	19,521
地方債	403	1,683	1,455	5,639	6,174	7,273	—	22,630
社債	3,928	12,636	13,651	7,115	5,029	9,930	—	52,292
株式	—	—	—	—	—	—	3,838	3,838
外国証券	700	2,159	3,745	3,085	3,719	5,645	—	19,056
その他の証券	782	1,234	2,817	944	826	1,205	8,424	16,236

●有価証券の種類別の平均残高

	2024年度	2025年度
国債	24,573	24,430
地方債	38,647	33,694
社債	57,622	57,995
株式	1,630	2,335
外国証券	16,245	18,599
その他の証券	13,366	14,103
合 計	152,085	151,158

●預証率

	2024年度	2025年度
期末預証率	31.87	30.37
期中平均預証率	34.78	34.65

(注) 1. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

●有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照 表計上額	時価	差額	貸借対照 表計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	279	281	1	440	441	1
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	279	281	1	440	441	1
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,000	995	△ 4	—	—	—
	社債	714	706	△ 8	412	405	△ 7
	その他	100	97	△ 2	4,800	4,618	△ 181
	小 計	1,814	1,800	△ 14	5,212	5,023	△ 189
合 計		2,094	2,081	△ 13	5,652	5,465	△ 187

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券等です。

3. その他有価証券

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照 表計上額	取得原価	差額	貸借対照 表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,112	1,356	756	3,624	2,788	836
	債券	1,927	1,922	4	503	502	0
	国債	1,327	1,323	3	503	502	0
	地方債	200	200	0	—	—	—
	社債	399	399	0	—	—	—
	その他	6,114	5,298	815	10,497	9,597	900
小 計		10,154	8,578	1,576	14,625	12,888	1,737
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないもの	株式	326	384	△ 57	90	101	△ 10
	債券	104,478	116,218	△ 11,740	93,088	108,214	△ 15,126
	国債	19,536	23,471	△ 3,934	19,018	24,662	△ 5,643
	地方債	33,478	37,094	△ 3,615	22,630	26,568	△ 3,937
	社債	51,462	55,652	△ 4,189	51,439	56,983	△ 5,544
	その他	22,612	24,968	△ 2,356	19,992	22,385	△ 2,392
小 計		127,417	141,571	△ 14,154	113,171	130,701	△ 17,530
合 計		137,572	150,150	△ 12,577	127,796	143,589	△ 15,793

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	113	113
組合出資金	2	2
合 計	126	126

●金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2024年度		2025年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
180	0	180	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

該当ありません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

該当ありません。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

連結決算の状況

●当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は 出資金	当庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
(株)べっしん総合サービス	大分県別府市 石垣西7丁目1番1号	大分みらい信用金庫の委託を受けて行う業務等 ・文書等の整理、保管、配送業務 ・書類の印刷製本業務	1989年 2月22日	10百万円	100%	－

●当金庫およびその子会社等の主要な事業の内容

当信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。 株式会社べっしん総合サービス(連結子会社)は、大分みらい信用金庫の100%子会社として、金庫の周辺業務(店外ATM管理業務、物品配送業務等)を主な業務として事業を展開しております。
--

●事業の概況

2025年度の連結決算の状況は、預金積金の期末残高は、4,396億2千8百万円となり、前期末比11億6千9百万円の増加、増減率は0.26%でした。

科目別では要求性預金が減少し、定期性預金は増加しました。

また、貸出金の期末残高は2,233億9千4百万円となり、前期末比77億4千9百万円の増加、増減率は3.59%でした。

科目別では割引手形、手形貸付が減少し、証書貸付、当座貸越が増加しました。

その他の運用資産として有価証券の期末残高は1,335億6千6百万円となり、前期末比62億1千6百万円の減少、増減率はマイナス4.44%でした。

収益面では、経常利益は7億8千5百万円となり、前年度比2億8千3百万円増加しました。また、当期純利益は5億8千6百万円となり、前年度比2億6千9百万円増加しました。

自己資本額は276億2千9百万円となり、前期末比6億7千4百万円増加しました。また、リスク・アセット等の合計額は2,153億5千9百万円となり、前期末比140億7百万円増加しました。その結果、自己資本比率は12.82%となり、前期末比0.56ポイント低下しました。

●5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
連結経常収益 (千円)	5,993,473	5,647,038	5,923,197	6,311,866	8,993,670
連結経常利益 (千円)	837,358	530,651	640,203	502,591	785,704
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	632,954	492,822	531,400	316,531	586,479
連結純資産額 (百万円)	24,816	20,898	20,365	14,074	11,435
連結総資産額 (百万円)	460,874	464,007	464,753	459,973	458,304
連結自己資本比率 (%)	13.02	13.32	13.33	13.38	12.82

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度	科 目	2024年度	2025年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	95,560	92,774	預金積金	438,458	439,628
買入手形及びコールローン	—	—	譲渡性預金	—	—
買入金銭債権	54	25	借入金	225	175
金銭の信託	180	180	コマーシャル・ペーパー	—	—
有価証券	139,783	133,566	外国為替	—	—
貸出金	215,644	223,394	その他負債	1,246	1,714
外国為替	—	—	賞与引当金	217	257
その他資産	3,152	3,267	退職給付に係る負債	—	5
有形固定資産	5,797	5,608	役員退職慰労引当金	81	100
建物	2,526	2,461	睡眠預金払戻損失引当金	57	52
土地	2,784	2,680	偶発損失引当金	79	51
リース資産	—	—	繰延税金負債	—	—
建設仮勘定	—	43	再評価に係る繰延税金負債	196	196
その他の有形固定資産	487	423	債務保証	5,336	4,686
無形固定資産	154	129	負債の部合計	445,899	446,868
ソフトウェア	138	113	(純資産の部)		
のれん	—	—	出資金	1,502	1,505
リース資産	—	—	優先出資申込証拠金	—	—
その他の無形固定資産	15	15	資本剰余金	—	—
退職給付に係る資産	298	375	利益剰余金	24,785	25,344
繰延税金資産	254	213	処分未済持分	△ 0	△ 0
再評価に係る繰延税金資産	—	—	自己優先出資	—	—
債務保証見返	5,336	4,686	自己優先出資申込証拠金	—	—
貸倒引当金	△ 6,242	△ 5,919	会員勘定合計	26,287	26,849
			その他有価証券評価差額金	△ 12,630	△ 15,844
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	417	430
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	△ 12,213	△ 15,414
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	14,074	11,435
資産の部合計	459,973	458,304	負債及び純資産の部合計	459,973	458,304

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.繰延税金資産と繰延税金負債は相殺して計上しております。

●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
経常収益	6,311	8,993
資金運用収益	5,457	6,994
貸出金利息	3,868	4,263
預け金利息	301	489
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,244	2,188
その他の受入利息	43	52
役務取引等収益	528	519
その他業務収益	56	57
その他経常収益	268	1,422
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	9	7
その他の経常収益	259	1,414
経常費用	5,809	8,207
資金調達費用	276	897
預金利息	274	890
給付補填備金繰入額	0	5
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	0	0
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	435	476
その他業務費用	349	2,213
経費	4,248	4,279
その他経常費用	498	341
貸倒引当金繰入額	408	237
その他の経常費用	89	104
経常利益	502	785
特別利益	0	1
固定資産処分益	0	1
その他の特別利益	—	—
特別損失	135	99
固定資産処分損	0	15
減損損失	134	83
その他の特別損失	0	—
税金等調整前当期純利益	367	688
法人税、住民税及び事業税	85	59
法人税等調整額	△ 35	42
法人税等合計	50	101
当期純利益	316	586
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失	316	586

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度	2025年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	24,445	24,785
利益剰余金増加高	355	573
親会社株主に帰属する当期純利益	316	586
その他	38	△ 13
利益剰余金減少高	15	14
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—
配当金	15	14
その他	—	—
利益剰余金期末残高	24,785	25,344

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

●連結の種類別セグメント情報

連結会社は、信用金庫周辺業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

●連結信用金庫法開示債権の保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2024年度	3,191	3,191	953	2,237	100.00
	2025年度	1,459	1,459	485	974	100.00
危険債権	2024年度	8,766	7,744	4,671	3,073	88.34
	2025年度	10,613	9,467	5,627	3,840	89.20
三月以上延滞 債権	2024年度	15	17	14	2	113.12
	2025年度	51	30	22	7	59.53
貸出条件緩和 債権	2024年度	2,037	1,092	786	305	53.60
	2025年度	2,009	1,025	723	301	51.02
小 計 (A)	2024年度	14,009	12,045	6,426	5,619	85.97
	2025年度	14,133	11,982	6,859	5,123	84.78
正常債権 (B)	2024年度	207,652				
	2025年度	214,690				
総と信残高 (A)+(B)	2024年度	221,661				
	2025年度	228,823				

(注) 1. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

連結財務諸表の作成方針および注記事項

(1)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
- 会社名 株式会社 ベっしん総合サービス
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 0社
2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
- (2) 持分法適用の関連法人等 0社
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 0社
- (4) 持分法非適用の関連法人等 0社
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
- 株式会社 ベっしん総合サービス…3月末日
4. のれんの償却に関する事項
- 償却対象ののれん残高はありません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

(2)連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については(定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 12年～50年
- その他 3年～20年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、目金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接残額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、今後の一定期間における予想損失額を算出し、予想損失額に相当する額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部門が第1次、本部融資部門が第2次の査定を実施し、営業担当部署から独立した本部監査部門が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は772百万円です。
9. 連結される子会社及び子法人等に貸倒引当金はありません。
10. 貸与引当金は、職員への貸与の支払に備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間平均額基準(給付算定式基準)によりしております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按じた額を、それぞれ発生した年度の連結会計年度から費用処理

- なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- 年金資産の額 1,796,855百万円
- 年金財政計算上の数理債務の額と最低賃率準備金の額との合計額 1,828,746百万円
- 差引額 △ 31,890百万円
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在)
- 0.3575%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金67百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出額の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は、当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫の主要な事業における主たる履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、連結損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
15. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 重要なお有固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
17. 重要な会計上の見積り関係
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 5,919百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 19百万円
19. 有固定資産の減価償却累計額 4,254百万円
20. 有固定資産の圧縮記憶額 497百万円
21. 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の「債権(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該債権の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産」中の「受取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)」であります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,459百万円
- 危険債権額 10,613百万円
- 要管理債権額 2,060百万円
- 三年以上延滞債権額 51百万円
- 貸出条件緩和債権額 2,009百万円
- 小計額 14,133百万円
- 正常債権額 214,690百万円
- 合計額 228,823百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三年以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三年以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三年以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(令和6年7月1日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、55百万円です。
22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付代替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は531百万円です。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 為替決済、日銀繰入代店取引等の取引の担保として、有価証券2,000百万円及び預け金(定期預金)7,291百万円を差入れております。
24. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年次 平成11年3月31日
- 同法第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、(興行価格補正・時点修正・近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 1,946百万円
25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は520百万円です。
26. 出資1口当たりの純資産額 379円82銭
27. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループは、保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的を保有しております。
- これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫グループは、「信用リスク管理基本方針」「信用リスク管理規程」及び「貸出事務取扱規程」等の信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。
- 信用リスク管理状況については、当金庫グループの与信状況および大口与信先等の事業内容について信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っております。また信用リスク管理の高度化や、信用リスクの計量化などは、総合信用管理委員会やALM委員会や協議会を行うとともに、結果について必要に応じて総合信用管理会議、ALM会議(常勤理事会)や理事会に報告・討議する態勢をとっております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM会議(常勤理事会)において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には資金運用部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会、ALM会議(常勤理事会)等に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別案件ごとに管理し、継続的に評価・モニタリングを行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理基本方針に基づき、常勤理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「投資信託」の一部、「貸出金」、及び「預金積金」であります。
- 当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、金利が1%(100BP:100ベースポイント)上昇した際の経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの経済価値変動額を算出し、合算して求めております。
- なお、金利以外の上昇のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末現在、指標となる金利が1%上昇したものと想定した場合の経済価値は、7,620百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の将来的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価等の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
28. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価方法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金(※1)	92,774	92,847	72
(2) 有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	5,652	5,465	△ 187
(3) 貸出金(※1)	127,796	127,796	—
貸倒引当金(※3)	223,394	—	—
	△ 5,917	—	—
	217,476	216,183	△ 1,293
金融資産計	443,701	442,292	△ 1,408
(1) 預金積金(※1)	439,628	439,798	170
金融負債計	439,628	439,798	170

- (※1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24—3項及び第24—9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- (注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)
- 金融資産
- (1) 現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
目金庫保証付私算債は、内部格付に基づき元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて(現在価値技法)、時価を算定しております。
- なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる場合に想定される適用金利を用いております。

- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	113
信金中金出資金(※1)	2,325
組合出資金(※2)	2
合 計	2,441

- (※1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24—16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	55,357	—	9,800	23,800
有価証券	6,211	41,149	38,521	52,376
満期保有目的の債券	155	2,346	1,750	1,400
その他有価証券のうち満期があるもの	6,055	38,802	36,771	50,976
貸出金(※)	35,083	71,944	47,613	51,665
合 計	96,652	113,093	95,934	127,841

- (※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

- また、有価証券については、償却原価法による連結貸借対照表価額にて記載しております。

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	369,810	69,776	10	29
合 計	369,810	69,776	10	29

- (※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)			
売買目的有価証券			
満期保有目的の債券			
種 類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時 価(百万円)	差 額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	440	441	1
その他	—	—	—
小 計	440	441	1
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	412	405	△ 7
その他	4,800	4,618	△ 181
小 計	5,212	5,023	△ 189
合 計	5,652	5,465	△ 187

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)			
種 類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差 額(百万円)
株式	3,624	2,788	836
債券	503	502	0
国債	503	502	0
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	10,497	9,597	900
小 計	14,625	12,888	1,737
株式	90	101	△ 10
債券	93,088	108,214	△ 15,126
国債	19,018	24,662	△ 5,643
地方債	22,630	26,568	△ 3,937
短期社債	—	—	—
社債	51,439	56,983	△ 5,544
その他	19,992	22,385	△ 2,392
小 計	113,171	130,701	△ 17,530
合 計	127,796	143,589	△ 15,793

30. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,976	1,037	19
債券	12,285	1	1,695
国債	880	—	118
地方債	10,532	1	1,148
短期社債	—	—	—
社債	872	—	427
その他	2,393	347	523
合 計	16,655	1,386	2,237

32. 保有目的を変更した有価証券
当連結会計年度中に、保有目的を変更した有価証券はありません。
33. 減損処理を行った有価証券
当連結会計年度中に、重要な減損処理はありません。
34. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
	180	0

35. 賃貸等不動産の状況に関する事項
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
36. 賃貸等不動産の時価に関する事項
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,652百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが11,213百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越に連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
38. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|----------|
| 退職給付債務 | 1,849百万円 |
| 年金資産(時価) | △ 3,164 |
| 未積立退職給付債務 | △ 1,314 |
| 過去勤務費用 | △ 7 |
| 未認識数理計算上の差異 | 946 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △ 3/75 |
| 退職給付に係る資産 | 3/75 |
| 退職給付に係る負債 | — |
39. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。
- 顧客との契約から生じた債権 0百万円

(3) 連結損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資10口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 19円49銭
- その他の役員費用には信用保険料394,094千円を含んでおります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益は、他の収益と区分表示していません。当連結事業年度における顧客との契約から生じる収益は、355,962千円であります。
- 当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額(千円)
大分県別府市	営業用店舗	土地	71,775
		建物	11,743
		リース資産	—
		その他の有形固定資産	98
合 計			83,618

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等などのサービス期間に対応して生じる収益については、利用期間に合わせて計上しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役員取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役員取引等業務に関する受入手数料	

- (注) 役員取引等収益及びその他の業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

報酬体系について

- 対象役員
報酬体系の概要、2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、単体での開示内容と重複しておりますので、6ページをご参照ください。
なお、「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。
- 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、6ページに記載したものの他に、当金庫の主要な連結子法人等(注)の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
(注)「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項(単体・連結ベース)

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	発行主体:大分みらい信用金庫 コア資本に係る基礎項目に算入された額:1,505百万円
------	---

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫単体および連結子会社である株式会社べっしん総合サービスとも、これまで業務推進を通じて得られた利益を主な源として資本の積み上げ等を行って自己資本の充実を図ってきました。

自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る水準を達成しており、健全性を維持しております。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、貸出金や利息等が期日に返済されず、当金庫が損失を被るリスクです。回収利息等の減少や回収不能が生じた場合、最も経営に影響を与えるリスクの一つです。

当金庫では、金庫全体のリスク管理の方針等を定めた「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、このリスクを管理・統制することに主眼を置き、「信用リスク管理基本方針」、「信用リスク管理規程」、「市場リスク管理基本方針」、「市場リスク管理規程」などの規程等を整備し、厳格な牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を「クレジットポリシー」として定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

貸出金等の信用リスク管理状況につきましては、信用リスク管理プロセス部会でモニタリングと情報共有を行っています。また、信用リスク管理の高度化や信用リスクの計量化などについては、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議・検討を行うとともに、結果について必要に応じて総合リスク管理会議・ALM会議(常勤理事会)や理事会に付議・報告する態勢を整備し、適切な与信管理態勢の構築に努めています。

貸倒引当金の算定については、「資産の自己査定基準」および「資産の償却・引当基準」に基づき、債務者区分ごとに算出しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先の引当金については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先の引当金については、未保全額に対して貸倒実績率(ただし、当金庫は下限を設けています。)を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先の引当金については、未保全額の全額を引当しています。その結果については、会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)信用リスク・アセット額の算出に使用する手法等

当金庫は、信用リスク・アセットの算出において、標準的手法を採用しています。

なお、リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関です。エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、不動産や預金などの担保、信用保証協会、保証会社や人的保証による保証などがあります。

しかし、これはあくまでも補完的な措置であり、ご融資の際は、「貸出事務取扱規程」等に基づき、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の考え方など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なお説明とご理解をいただいた上で、ご契約をするなど適切な取り扱いに努めています。

信用リスク削減手法としては、「適格金融資産担保」、「自金庫預金との相殺」、「保証等」を用いることとしています。

「適格金融資産担保」については、当金庫では、預金を担保とした取引があります。預金担保処分については、「預金担保差入証」に記載し、適正な手続きを行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、当金庫が定める「各種約定書」や「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないように努めています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は、現時点では資金運用手段としての活用は行わない方針としております。このため、リスク管理の方針及び手続きについては定めておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であり、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失が生じるリスク」です。

当金庫では、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」により、以下の各リスクおよびその主管部を定め、それぞれのリスクについて管理を行っています。

また、連結子会社1社のオペレーショナル・リスクの管理についても、「リスク管理基本方針」をはじめとした諸規程を準用するなどしており、当金庫に準じたリスク管理態勢となっています。

●法務リスク

当金庫およびその役職員等が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

●コミュニケーションリスク

お客さま、マスコミ、業界等外部のステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションギャップにより被る外部コミュニケーションリスクと、当金庫の役職員やその家族等内部の関係者とのコミュニケーションギャップによって被る内部コミュニケーションリスクがあります。

●事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

●偶発事故リスク

地震、風水害、火災、爆発物の爆発、強窃盗、騒乱、停電、交通事故等の偶発事故により損失を被るリスクです。

●システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

●風評リスク

当金庫や他の金融機関の資産の健全性、収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性等の内容劣化から、当金庫や他の金融機関への安心度・親密度が失われることにより評判が低下して損失を被るリスクです。

(2) BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、及び金利商品要素（FC）の合計であらわされる事業規模指標をBIとしております。

(3) ILMの算出方法

ILMの値に「1」を用いる方法を採用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」にあたるものとしては、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業有限責任組合への出資金等が該当します。

当金庫では、「市場リスク」の一部として管理・統制することに主眼を置き、「市場リスク管理基本方針」「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備し、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。なお、「市場リスク」とは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

具体的には、上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクの認識については、時価評価および日経平均株価の変動率に応じたリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、「市場リスク管理規程」に定められたリスク限度枠等の遵守状況を定期的にALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行っています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他投資事業有限責任組合への出資金等に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、ALM会議（常勤理事会）などの経営会議へ付議または報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度等の計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

① 流動性預金に割当てられた金利改定の平均満期

平均満期は3.4年です。

② 流動性預金に割当てられた最長の金利改定満期

金利改定満期は10年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

コア預金とは、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金であり、市場金利に変動が生じた場合においても金利改定が行われる可能性の低い部分を指します。当金庫では、過去の流動性預金残高の推移や市中金利に対する当金庫預金金利の追従率を考慮した内部モデルにより要求払預金の実質的な滞留期間を算出し、銀行勘定の金利リスク量を計算しています。なお、モデルの推計値については、バックテスト等による検証を行っています。

④ 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨ごとに算出した金利リスクの正値を単純合算しております。

⑥ スプレッドに関する前提

スプレッドは考慮しておりません。

⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルはコア預金以外考慮していません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の Δ EVEは3,709百万円となり、前期末より減少。 Δ NIIについては241百万円となり前期末より増加。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の自己資本額に対する Δ EVEの比率は20%を下回る水準となっています。ただし、金利リスクが顕在化した場合においても、当金庫の自己資本額は国内基準金融機関に必要とされる自己資本比率4%の3倍を維持しており、最低所要自己資本額を上回る十分な余裕額を確保しているものと認識しています。

(3)自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、債券の金利リスクは100BPVを用いて算出しています。

10.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

該当ありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

本資料編の10ページをご覧ください。

(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(4)連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(5)連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

〈単体における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,182	26,741
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,502	1,505
うち、利益剰余金の額	24,695	25,250
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,011	1,156
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,011	1,156
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	27,193	27,897
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	110	92
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	110	92
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	219	269
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	329	361
自己資本		
自己資本の額 (イ)ー(ロ) (ハ)	26,863	27,535
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	192,763	205,735
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,542	9,635
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	201,305	215,370
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ)÷(ニ)	13.34	12.78

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	192,763	7,710	205,735	8,229
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	184,194	7,367	191,308	7,652
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	119	4	99	3
我が国の政府関係機関向け	1,078	43	1,028	41
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,616	1,024	24,637	985
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	2,621	104
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,066	1,642	43,748	1,749
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	29,183	1,167	29,927	1,197
トランザクター向け	501	20	481	19
不動産関連向け	65,574	2,622	67,255	2,690
自己居住用不動産等向け	19,927	797	20,762	830
賃貸用不動産向け	27,104	1,084	29,113	1,164
事業用不動産関連向け	17,935	717	16,785	671
その他不動産関連向け	607	24	594	23
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,119	284	8,313	332
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	439	17	451	18
取立未済手形	16	0	13	0
信用保証協会等による保証付	2,302	92	2,174	86
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,867	74	3,920	156
上記以外	9,808	392	9,737	389
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,634	105	2,684	107
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	815	32	792	31
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,357	254	6,260	250
②証券化エクスポージャー	5	0	—	—
証券化	5	0	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,564	342	14,426	577
ルック・スルー方式	8,564	342	14,426	577
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1/パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1/パーセントで除して得た額(簡便法)	8,542	341	9,635	385
BI	5,694	—	6,423	—
BIC	683	—	770	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	201,305	8,052	215,370	8,614

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分 信用リスクエクスポージャー期末残高									延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引				
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	
国内	453,556	448,522	226,353	233,624	120,136	109,570	—	—	14,693	15,069	
国外	16,901	20,798	—	—	16,901	20,798	—	—	—	—	
地域別合計	470,457	469,320	226,353	233,624	137,037	130,369	—	—	14,693	15,069	
製造業	23,581	25,138	8,608	8,601	14,127	15,303	—	—	1,494	1,613	
農業、林業	638	533	588	533	50	—	—	—	81	78	
漁業	61	270	51	49	—	200	—	—	3	3	
鉱業、採石業、砂利採取業	73	60	73	60	—	—	—	—	25	17	
建設業	27,185	27,811	26,674	27,380	479	379	—	—	1,484	1,402	
電気・ガス・熱供給・水道業	7,112	6,647	1,454	1,362	5,591	5,193	—	—	2	1	
情報通信業	1,099	1,963	409	533	498	1,187	—	—	3	2	
運輸業、郵便業	9,533	9,076	3,525	3,346	5,941	5,632	—	—	859	896	
卸売業、小売業	20,447	21,196	17,957	18,246	2,294	2,580	—	—	1,184	1,418	
金融業、保険業	124,129	126,623	1,253	1,789	27,897	32,196	—	—	—	—	
不動産業	47,904	49,253	45,509	46,758	2,371	2,430	—	—	3,075	3,221	
物品賃貸業	253	334	253	334	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	1,066	1,091	1,066	1,091	—	—	—	—	50	65	
宿泊業	10,464	10,572	10,464	10,572	—	—	—	—	1,754	1,454	
飲食業	6,848	6,557	6,848	6,557	—	—	—	—	1,550	1,555	
生活関連サービス業、娯楽業	6,623	6,103	6,621	6,100	—	—	—	—	1,248	832	
教育、学習支援業	1,094	1,152	1,094	1,152	—	—	—	—	25	187	
医療、福祉	7,617	6,956	7,617	6,956	—	—	—	—	363	789	
その他のサービス	14,832	15,426	14,279	14,689	510	710	—	—	516	542	
国・地方公共団体等	93,977	82,037	16,702	17,482	77,275	64,554	—	—	—	—	
個人	55,297	60,024	55,297	60,024	—	—	—	—	970	988	
その他	10,613	10,489	1	—	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	470,457	469,320	226,353	233,624	137,037	130,369	—	—	14,693	15,069	
1年以下	91,551	93,100	28,111	24,837	7,792	5,361	—	—			
1年超3年以下	36,638	42,616	15,428	19,870	11,911	17,230	—	—			
3年超5年以下	38,646	44,763	18,831	23,554	19,315	21,208	—	—			
5年超7年以下	48,925	38,391	24,795	19,390	24,130	19,000	—	—			
7年超10年以下	50,827	52,372	32,678	34,263	18,148	18,108	—	—			
10年超	158,588	157,451	102,848	107,992	55,739	49,459	—	—			
期間の定めのないもの	45,279	40,624	3,660	3,715	—	—	—	—			
残存期間別合計	470,457	469,320	226,353	233,624	137,037	130,369	—	—			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	862	931	－	862	931
	2025年度	931	1,104	－	931	1,104
個別貸倒引当金	2024年度	5,407	5,311	436	4,971	5,311
	2025年度	5,311	4,814	560	4,750	4,814
合 計	2024年度	6,269	6,242	436	5,833	6,242
	2025年度	6,242	5,919	560	5,681	5,919

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	653	691	691	710	2	3	651	688	691	710	0	
農業、林業	41	52	52	66	—	—	41	52	52	66	—	—
漁業	3	3	3	3	—	—	3	3	3	3	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	8	6	6	4	—	—	8	6	6	4	—	—
建設業	368	466	466	363	68	54	300	412	466	363	—	1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	1	0	—	—	2	1	1	0	—	—
情報通信業	3	2	2	1	—	—	3	2	2	1	—	—
運輸業、郵便業	536	529	529	510	—	—	536	529	529	510	—	—
卸売業、小売業	436	377	377	453	23	25	412	352	377	453	2	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	786	842	842	737	—	131	786	710	842	737	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	3	3	19	—	—	3	3	3	19	—	—
宿泊業	899	562	562	475	305	—	593	562	562	475	—	—
飲食業	507	475	475	365	20	32	486	443	475	365	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	732	715	715	329	—	277	732	438	715	329	8	2
教育、学習支援業	19	9	9	53	10	—	9	9	9	53	—	—
医療、福祉	73	239	239	350	—	1	73	238	239	350	—	—
その他のサービス	168	182	182	241	—	33	168	149	182	241	0	2
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	161	148	148	127	4	1	156	147	148	127	—	0
合 計	5,407	5,311	5,311	4,814	436	560	4,971	4,750	5,311	4,814	12	

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)		
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額
	2024年度					2025年度						
現金	3,786	—	3,786	—	—	—	3,816	—	3,816	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	31,958	—	—	—	33,560	—	33,560	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	105	—	—	—	501	—	501	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	54,996	—	—	—	44,051	—	44,051	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	1,413	—	1,413	—	119	8	1,144	—	1,144	—	99	
我が国の政府関係機関向け	13,267	—	13,267	—	1,078	8	12,676	—	12,676	—	1,028	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	107,486	—	107,486	—	25,616	23	103,740	—	103,740	—	24,637	
第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け	—	—	—	—	—	—	5,605	—	5,605	—	2,621	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	67,363	4,832	65,412	1,337	41,066	61	72,868	3,982	71,317	1,057	43,748	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	48,056	49,002	46,037	2,655	29,183	59	50,804	50,784	48,832	2,513	29,927	
トランザクター向け	—	38,655	—	1,372	501	36	—	38,904	—	1,314	481	
不動産関連向け	85,135	3,519	84,640	3,499	65,574	74	89,636	3,245	89,052	3,225	67,255	
自己居住用不動産等向け	40,533	23	40,291	23	19,927	49	43,638	17	43,309	17	20,762	
賃貸用不動産向け	27,539	2,600	27,373	2,600	27,104	90	29,852	2,362	29,717	2,362	29,113	
事業用不動産関連向け	16,035	895	15,963	875	17,935	106	15,185	822	15,077	802	16,785	
その他不動産関連向け	1,027	0	1,011	0	607	59	960	42	947	42	594	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向け を除く。)	6,148	258	6,057	69	7,119	116	7,020	236	6,947	68	8,313	
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	632	0	632	0	439	69	615	0	615	0	451	
取立未済手形	84	—	84	—	16	19	67	—	67	—	13	
信用保証協会等による保証付	23,057	274	23,057	27	2,302	9	21,778	240	21,778	24	2,174	
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	1,867	—	1,867	—	1,867	100	3,016	—	3,016	—	3,920	
合 計					174,385						181,571	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	3,786	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	13,267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	11,688	—	—	—	—	—	—	—	—	23,878	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—
トラザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,758	1,009	4,925	—	816	—	1,658	—	2,132	2,010	—	2,121	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,758	1,009	2,798	—	—	—	1,658	—	—	2,010	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,126	—	816	—	—	—	2,132	—	—	1,109	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	753	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	84	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	57	23,027	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	90,904	37,708	—	97,524	1,009	23,419	—	816	—	2,258	—	3,505	28,641	—	2,421	—

(単位:百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	2024年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,786
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,958
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,996
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,413
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,267
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	107,486
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	107,486
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	900	—	26,445	—	—	3,837	—	—	—	—	—	—	—	—	66,749
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	44,818	—	—	—	—	2,502	—	—	—	—	—	—	—	—	48,693
トラザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372
不動産関連向け	31,929	1,282	—	—	1,361	—	—	22,573	14,424	—	—	135	—	—	—	88,140
自己居住用不動産等向け	31,009	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,315
賃貸用不動産向け	—	1,211	—	—	—	—	—	22,573	—	—	—	3	—	—	—	29,973
事業用不動産関連向け	920	—	—	—	1,361	—	—	—	14,424	—	—	132	—	—	—	16,839
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	2,014	—	—	—	—	3,358	—	—	—	6,126
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	633	—	—	—	—	—	—	—	—	633
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,085
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	1,867	—	—	—	—	—	—	—	—	1,867
合 計	32,829	47,000	800	26,445	1,361	—	10,854	22,573	14,424	—	100	3,794	—	—	—	448,395

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2025年度																
現金	3,816	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	44,051	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,144	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	12,676	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	80,945	—	18,394	—	—	—	400	—	—	2,200	—	300	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	700	—	1,705	—	—	—	400	—	—	1,500	—	300	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	13,611	—	—	—	—	—	—	—	—	26,814	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	15,241	—	—	—	—	—	—	—	873	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	440	—	—	—	—	—	—	—	873	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	81	—	14,985	889	3,885	—	691	—	1,259	—	2,832	1,730	—	2,229	—	—
自己居住用不動産等向け	—	21	—	14,985	889	2,339	—	—	—	1,259	—	—	1,730	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	59	—	—	—	1,545	—	691	—	—	—	2,832	—	—	1,238	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	990	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	144	—	137	—	—	—	—	—	—	—	—	775	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	5	—	199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	57	21,745	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	81,986	35,796	—	125,188	889	22,280	—	691	—	1,659	—	3,705	31,519	—	2,529	—	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
	2025年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,816
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,560
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,051
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,144
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,676
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	—	600	—	—	—	—	400	—	—	—	300	—	—	—	—	103,740
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	—	400	—	—	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	5,605
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	1,195	—	26,874	—	—	3,879	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72,375
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	34,978	—	—	—	—	252	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,345
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,314
不動産関連向け	23,192	2,109	—	—	1,303	—	—	23,576	13,400	32	—	78	—	—	—	—	92,277
自己居住用不動産等向け	22,091	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,326
賃貸用不動産向け	—	2,101	—	—	—	—	—	23,576	—	—	—	35	—	—	—	—	32,080
事業用不動産関連向け	1,101	—	—	—	1,303	—	—	—	13,400	32	—	43	—	—	—	—	15,880
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	990
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	2,110	—	—	—	—	3,849	—	—	—	—	7,015
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	410	—	—	—	—	—	—	—	—	—	615
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,802
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,016	—	—	—	3,016
合 計	23,392	38,283	600	26,874	1,303	—	6,652	23,976	13,400	32	—	4,227	3,016	—	—	—	448,007

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 信相当額の合計 額(CCF・信用リ スク削減効果適 用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	274,937	5,501	12.043	275,438
40%～70%	58,113	34,273	10.543	59,052
75%	37,186	9,692	17.034	36,455
80%	800	—	—	800
85%	26,658	3,813	33.050	26,135
90%～100%	9,942	1,347	13.746	9,882
105%～130%	34,045	3,144	100.000	37,033
150%	3,676	115	10.000	3,596
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	445,361	57,889	18.188	448,395

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 信相当額の合計 額(CCF・信用リ スク削減効果適 用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	266,203	5,544	15.259	266,833
40%～70%	61,509	35,197	11.668	62,807
75%	38,861	11,340	16.436	38,283
80%	600	—	—	600
85%	27,277	3,326	30.516	26,874
90%～100%	8,002	960	15.649	7,955
105%～130%	35,543	2,014	100.000	37,408
150%	4,283	105	10.000	4,227
250%	3,016	—	—	3,016
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	445,298	58,489	17.109	448,007

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)

信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減 手法が適用された エクスポージャー	3,994	4,143	28,114	31,949	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等	2,725	2,725	4,035	4,035
非上場株式等	2,451	2,451	2,452	2,452
合 計	5,177	5,177	6,487	6,487

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.「上場株式等」には、上場優先出資証券を含んでおります。

3.「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、子会社株式および関連会社株式、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	150	1,037
売却損	—	19
償 却	4	—

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	674	786

(注)投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,156	15,623
マナド方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,635	3,313	241	88
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	3,709	4,112		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,709	4,112	241	88
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	27,535		26,863	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ.投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	5	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	5	—	—	—

b.再証券化エクスポージャー
該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2024年度		2025年度		2024年度		2025年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	5	—	—	—	0	—	—	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5	—	—	—	0	—	—	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2.「1,250%」欄の(i)~(iii)は当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー
該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

〈連結における開示〉

自己資本の構成に関する開示事項

●連結自己資本比率

(単位:百万円、%)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,272	26,834
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,502	1,505
うち、利益剰余金の額	24,785	25,344
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,011	1,156
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,011	1,156
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (1)	27,283	27,990
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	110	92
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	110	92
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	219	269
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (2)	329	361
自己資本		
自己資本の額 ((1) + (2)) (1)	26,954	27,629
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	192,749	205,724
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,602	9,635
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (3)	201,351	215,359
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((1) / (3))	13.38	12.82

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

●自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	192,749	7,709	205,724	8,228
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	184,180	7,367	191,297	7,651
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	119	4	99	3
我が国の政府関係機関向け	1,078	43	1,028	41
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,616	1,024	24,637	985
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	2,621	104
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	41,066	1,642	43,748	1,749
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	29,180	1,167	29,929	1,197
トランザクター向け	501	20	481	19
不動産関連向け	65,574	2,622	67,255	2,690
自己居住用不動産等向け	19,927	797	20,762	830
賃貸用不動産向け	27,104	1,084	29,113	1,164
事業用不動産関連向け	17,935	717	16,785	671
その他不動産関連向け	607	24	594	23
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,119	284	8,313	332
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	439	17	451	18
取立未済手形	16	0	13	0
信用保証協会等による保証付	2,302	92	2,174	86
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,857	74	3,907	156
上記以外	9,808	392	9,737	389
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,634	105	2,684	107
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	815	32	792	31
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,357	254	6,260	250
②証券化エクスポージャー	5	0	—	—
証券化	5	0	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,564	342	14,426	577
ルック・スルー方式	8,564	342	14,426	577
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1パーセントで除して得た額	8,602	344	9,635	385
BI	5,734	—	6,423	—
BIC	688	—	770	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	201,351	8,054	215,359	8,614

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	453,542	448,514	226,353	233,624	120,136	109,570	—	—	14,693	15,069
国外	16,901	20,798	—	—	16,901	20,798	—	—	—	—
地域別合計	470,443	469,312	226,353	233,624	137,037	130,369	—	—	14,693	15,069
製造業	23,581	25,138	8,608	8,601	14,127	15,303	—	—	1,494	1,613
農業、林業	638	533	588	533	50	—	—	—	81	78
漁業	61	270	51	49	—	200	—	—	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	73	60	73	60	—	—	—	—	25	17
建設業	27,185	27,811	26,674	27,380	479	379	—	—	1,484	1,402
電気・ガス・熱供給・水道業	7,112	6,647	1,454	1,362	5,591	5,193	—	—	2	1
情報通信業	1,099	1,963	409	533	498	1,187	—	—	3	2
運輸業、郵便業	9,533	9,076	3,525	3,346	5,941	5,632	—	—	859	896
卸売業、小売業	20,447	21,196	17,957	18,246	2,294	2,580	—	—	1,184	1,418
金融業、保険業	124,129	126,623	1,253	1,789	27,897	32,196	—	—	—	—
不動産業	47,904	49,253	45,509	46,758	2,371	2,430	—	—	3,075	3,221
物品賃貸業	253	334	253	334	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,066	1,091	1,066	1,091	—	—	—	—	50	65
宿泊業	10,464	10,572	10,464	10,572	—	—	—	—	1,754	1,454
飲食業	6,848	6,557	6,848	6,557	—	—	—	—	1,550	1,555
生活関連サービス業、娯楽業	6,623	6,103	6,621	6,100	—	—	—	—	1,248	832
教育、学習支援業	1,094	1,152	1,094	1,152	—	—	—	—	25	187
医療、福祉	7,617	6,956	7,617	6,956	—	—	—	—	363	789
その他のサービス	14,818	15,418	14,279	14,689	510	710	—	—	516	542
国・地方公共団体等	93,977	82,037	16,702	17,482	77,275	64,554	—	—	—	—
個人	55,297	60,024	55,297	60,024	—	—	—	—	970	988
その他	10,613	10,489	1	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	470,443	469,312	226,353	233,624	137,037	130,369	—	—	14,693	15,069
1年以下	91,551	93,100	28,111	24,837	7,792	5,361	—	—	—	—
1年超3年以下	36,638	42,616	15,428	19,870	11,911	17,230	—	—	—	—
3年超5年以下	38,646	44,763	18,831	23,554	19,315	21,208	—	—	—	—
5年超7年以下	48,925	38,391	24,795	19,390	24,130	19,000	—	—	—	—
7年超10年以下	50,827	52,372	32,678	34,263	18,148	18,108	—	—	—	—
10年超	158,588	157,451	102,848	107,992	55,739	49,459	—	—	—	—
期間の定めのないもの	45,266	40,616	3,660	3,715	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	470,443	469,312	226,353	233,624	137,037	130,369	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVRリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	862	931	—	862	931
	2025年度	931	1,104	—	931	1,104
個別貸倒引当金	2024年度	5,407	5,311	436	4,971	5,311
	2025年度	5,311	4,814	560	4,750	4,814
合 計	2024年度	6,269	6,242	436	5,833	6,242
	2025年度	6,242	5,919	560	5,681	5,919

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	653	691	691	710	2	3	651	688	691	710	0	—
農業、林業	41	52	52	66	—	—	41	52	52	66	—	—
漁業	3	3	3	3	—	—	3	3	3	3	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	8	6	6	4	—	—	8	6	6	4	—	—
建設業	368	466	466	363	68	54	300	412	466	363	—	1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	1	0	—	—	2	1	1	0	—	—
情報通信業	3	2	2	1	—	—	3	2	2	1	—	—
運輸業、郵便業	536	529	529	510	—	—	536	529	529	510	—	—
卸売業、小売業	436	377	377	453	23	25	412	352	377	453	2	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	786	842	842	737	—	131	786	710	842	737	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	3	3	3	19	—	—	3	3	3	19	—	—
宿泊業	899	562	562	475	305	—	593	562	562	475	—	—
飲食業	507	475	475	365	20	32	486	443	475	365	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	732	715	715	329	—	277	732	438	715	329	8	2
教育、学習支援業	19	9	9	53	10	—	9	9	9	53	—	—
医療・福祉	73	239	239	350	—	1	73	238	239	350	—	—
その他のサービス	168	182	182	241	—	33	168	149	182	241	0	2
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	161	148	148	127	4	1	156	147	148	127	—	0
合 計	5,407	5,311	5,311	4,814	436	560	4,971	4,750	5,311	4,814	12	—

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減効 果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度						2025年度					
現金	3,786	—	3,786	—	—	—	3,816	—	3,816	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	31,958	—	—	—	33,560	—	33,560	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	105	—	—	—	501	—	501	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	54,996	—	—	—	44,051	—	44,051	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,413	—	1,413	—	119	8	1,144	—	1,144	—	99	9
我が国の政府関係機関向け	13,267	—	13,267	—	1,078	8	12,676	—	12,676	—	1,028	8
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	107,486	—	107,486	—	25,616	23	103,740	—	103,740	—	24,637	24
第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け	—	—	—	—	—	—	5,605	—	5,605	—	2,621	47
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	67,363	4,832	65,412	1,337	41,066	61	72,868	3,982	71,317	1,057	43,748	60
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	48,052	49,002	46,033	2,655	29,180	59	50,806	50,784	48,834	2,513	29,929	58
トランザクター向け	—	38,655	—	1,372	501	36	—	38,904	—	1,314	481	37
不動産関連向け	85,135	3,519	84,640	3,499	65,574	74	89,636	3,245	89,052	3,225	67,255	73
自己居住用不動産等向け	40,533	23	40,291	23	19,927	49	43,638	17	43,309	17	20,762	48
賃貸用不動産向け	27,539	2,600	27,373	2,600	27,104	90	29,852	2,362	29,717	2,362	29,113	91
事業用不動産関連向け	16,035	895	15,963	875	17,935	106	15,185	822	15,077	802	16,785	106
その他不動産関連向け	1,027	0	1,011	0	607	59	960	42	947	42	594	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向け を除く。)	6,148	258	6,057	69	7,119	116	7,020	236	6,947	68	8,313	118
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	632	0	632	0	439	69	615	0	615	0	451	73
取立未済手形	84	—	84	—	16	19	67	—	67	—	13	20
信用保証協会等による保証付	23,057	274	23,057	27	2,302	9	21,778	240	21,778	24	2,174	10
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	1,857	—	1,857	—	1,857	100	3,006	—	3,006	—	3,907	130
合 計					174,371						181,560	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	3,786	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,958	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	105	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	54,996	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	13,267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	83,992	—	18,493	—	—	—	600	—	—	2,000	—	300	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	11,688	—	—	—	—	—	—	—	—	23,878	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—
トラザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,758	1,009	4,925	—	816	—	1,658	—	2,132	2,010	—	2,121	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,758	1,009	2,798	—	—	—	1,658	—	—	2,010	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,126	—	816	—	—	—	2,132	—	—	1,109	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	753	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	84	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	57	23,027	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	90,904	37,708	—	97,524	1,009	23,419	—	816	—	2,258	—	3,505	28,641	—	2,421	—

(単位:百万円)

	資産の額及び信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	2024年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,786
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31,958
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,996
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,413
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,267
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	107,486
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	900	—	800	—	—	—	—	—	—	—	100	300	—	—	—	107,486
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	900	—	26,445	—	—	3,837	—	—	—	—	—	—	—	—	66,749
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	44,818	—	—	—	—	2,498	—	—	—	—	—	—	—	—	48,689
トラザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372
不動産関連向け	31,929	1,282	—	—	1,361	—	—	22,573	14,424	—	—	135	—	—	—	88,140
自己居住用不動産等向け	31,009	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,315
賃貸用不動産向け	—	1,211	—	—	—	—	—	22,573	—	—	—	3	—	—	—	29,973
事業用不動産関連向け	920	—	—	—	1,361	—	—	—	14,424	—	—	132	—	—	—	16,839
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,011
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	2,014	—	—	—	—	3,358	—	—	—	6,126
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	633	—	—	—	—	—	—	—	—	633
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,085
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	1,857	—	—	—	—	—	—	—	—	1,857
合 計	32,829	47,000	800	26,445	1,361	—	10,840	22,573	14,424	—	100	3,794	—	—	—	448,381

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	2025年度																
現金	3,816	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	33,560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	44,051	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,144	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	12,676	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	80,945	—	18,394	—	—	—	400	—	—	2,200	—	300	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	700	—	1,705	—	—	—	400	—	—	1,500	—	300	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	13,611	—	—	—	—	—	—	—	—	26,814	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	15,241	—	—	—	—	—	—	—	873	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	440	—	—	—	—	—	—	—	873	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	81	—	14,985	889	3,885	—	691	—	1,259	—	2,832	1,730	—	2,229	—	—
自己居住用不動産等向け	—	21	—	14,985	889	2,339	—	—	—	1,259	—	—	1,730	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	59	—	—	—	1,545	—	691	—	—	—	2,832	—	—	1,238	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	990	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	144	—	137	—	—	—	—	—	—	—	—	775	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	5	—	199	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	57	21,745	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	81,986	35,796	—	125,188	889	22,280	—	691	—	1,659	—	3,705	31,519	—	2,529	—	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
	2025年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,816
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,560
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,051
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,144
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,676
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	—	600	—	—	—	—	400	—	—	—	300	—	—	—	—	103,740
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	—	400	—	—	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	5,605
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	1,195	—	26,874	—	—	3,879	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72,375
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	34,978	—	—	—	—	254	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,347
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,314
不動産関連向け	23,192	2,109	—	—	1,303	—	—	23,576	13,400	32	—	78	—	—	—	—	92,277
自己居住用不動産等向け	22,091	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,326
賃貸用不動産向け	—	2,101	—	—	—	—	—	23,576	—	—	—	35	—	—	—	—	32,080
事業用不動産関連向け	1,101	—	—	—	1,303	—	—	—	13,400	32	—	43	—	—	—	—	15,880
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	990
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	2,110	—	—	—	—	3,849	—	—	—	—	7,015
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	410	—	—	—	—	—	—	—	—	—	615
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,802
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,006	—	—	—	3,006
合 計	23,392	38,283	600	26,874	1,303	—	6,654	23,976	13,400	32	—	4,227	3,006	—	—	—	447,999

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与 信相当額の合計 額(CCF・信用リ スク削減効果適 用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	274,937	5,501	12.043	275,438
40%～70%	58,113	34,273	10.543	59,052
75%	37,186	9,692	17.034	36,455
80%	800	—	—	800
85%	26,658	3,813	33.050	26,135
90%～100%	9,928	1,347	13.746	9,868
105%～130%	34,045	3,144	100.000	37,033
150%	3,676	115	10.000	3,596
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	445,347	57,889	18.188	448,381

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与 信相当額の合計 額(CCF・信用リ スク削減効果適 用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	266,203	5,544	15.259	266,833
40%～70%	61,509	35,197	11.668	62,807
75%	38,861	11,340	16.436	38,283
80%	600	—	—	600
85%	27,277	3,326	30.516	26,874
90%～100%	8,004	960	15.649	7,957
105%～130%	35,543	2,014	100.000	37,408
150%	4,283	105	10.000	4,227
250%	3,006	—	—	3,006
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	445,290	58,489	17.109	447,999

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)

信用リスク 削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減 手法が適用された エクスポージャー	3,994	4,143	28,114	31,949	—	—

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	連結貸借 対照表計上額	時 価	連結貸借 対照表計上額	時 価
上場株式等	2,725	2,725	4,035	4,035
非上場株式等	2,441	2,441	2,442	2,442
合 計	5,167	5,167	6,477	6,477

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 「上場株式等」には、上場優先出資証券を含んでおります。

3. 「非上場株式等」には、投資事業有限責任組合への出資金、その他資産の出資金等を含んでおります。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	150	1,037
売却損	—	19
償 却	4	—

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する売却及び償却に伴う損益の額を把握することが困難なため、当該損益の額は含んでおりません。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	674	786

(注) 投資信託の裏付け資産のうち、「出資等エクスポージャー」に該当する評価損益を把握することが困難なため、当該評価損益は含んでおりません。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,156	15,623
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項 (単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	3,635	3,313	241	88
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	3,709	4,112		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,709	4,112	241	88
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	27,535		26,863	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●証券化エクスポージャーに関する事項

イ.連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ.連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	5	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	5	—	—	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2024年度		2025年度		2024年度		2025年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%~15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%~50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%~100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%~250%未満	5	—	—	—	0	—	—	—
250%~400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%~1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5	—	—	—	0	—	—	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2.「1,250%」欄の(i)~(iii)は当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

信用金庫法・金融再生法開示債権の状況について

●信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a－c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	3,191	3,191	953	2,237	100.00	100.00
	2025年度	1,459	1,459	485	974	100.00	100.00
危険債権	2024年度	8,766	7,744	4,671	3,073	88.34	75.06
	2025年度	10,613	9,467	5,627	3,840	89.20	77.02
要管理債権	2024年度	2,052	1,109	801	307	54.04	24.60
	2025年度	2,060	1,055	746	309	51.24	23.52
三月以上延滞債権	2024年度	15	17	14	2	113.12	801.87
	2025年度	51	30	22	7	59.53	27.04
貸出条件緩和債権	2024年度	2,037	1,092	786	305	53.60	24.43
	2025年度	2,009	1,025	723	301	51.02	23.44
小 計 (A)	2024年度	14,009	12,045	6,426	5,619	85.97	74.09
	2025年度	14,133	11,982	6,859	5,123	84.78	70.43
正常債権 (B)	2024年度	207,652					
	2025年度	214,690					
総与信残高 (A) + (B)	2024年度	221,661					
	2025年度	228,823					

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

金融仲介機能の発揮について

●「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	1,040件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	20.79%
保証契約を解除した件数	174件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。

同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

●経営改善支援等の取組実績【2025年4月～2026年3月】

(単位:先数、%)

		期初債務者数				経営改善支援 取組率	ランクアップ 率	再生計画 策定率	
		うち経営改善支援取組先数							
		αのうち 期末に債務者 区分がランク アップした先数	αのうち 期末に債務者 区分が変化し なかった先数	αのうち 再生計画を 策定している 全ての先数					
A		α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α	
正常先 ①		2,959	0		0	0	0.0		—
要注意先	うちその他要注意先 ②	1,202	12	2	10	10	1.0	16.6	83.3
	うち要管理先 ③	23	3	0	2	0	13.0	0.0	0.0
破綻懸念先 ④		186	20	4	15	16	10.7	20.0	80.0
実質破綻先 ⑤		70	0	0	0	0	0.0	—	—
破綻先 ⑥		22	0	0	0	0	0.0	—	—
小計(②～⑥の計)		1,503	35	6	27	26	2.3	17.1	74.2
合 計		4,462	35	6	27	26	0.7	17.1	74.2

- (注) ・ 期初債務者数および債務者区分は2025年4月初時点まで整理しています。
・ 債務者数、経営改善支援取組先数は、お取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めていますがβには含みません。
・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。
・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理します。
・ 期中に新たに取引を開始した債務者については本表に含みません。
・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
・ 「αのうち再生計画を策定している先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

リスク管理態勢について

リスク管理態勢について

金融機関を取り巻く環境は変化しており、経営に対して予期せぬ影響を与えるリスクも多様化しています。

当金庫は「リスク管理基本方針」で「コンプライアンス（法令等遵守）態勢を礎（いしずえ）としたリスク管理」を経営の本質と位置づけ、「内部管理基本方針」においても、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。

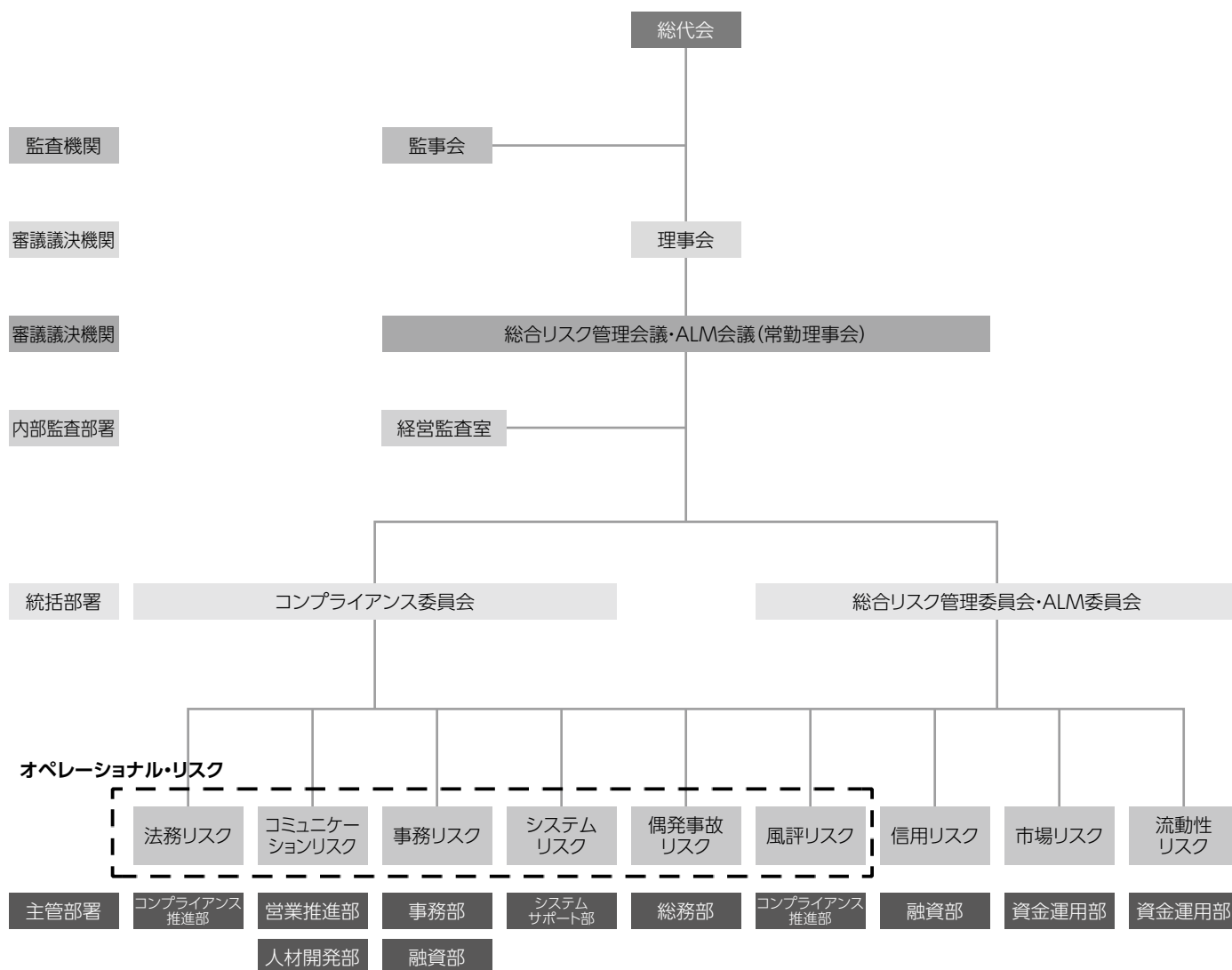
また、「リスク管理基本方針」や「リスク管理規程」に基づき、リスクを総合的に管理し、自己資本の充実を目的とした「経営の健全性の確保」とそれを裏付ける「適正な収益の確保」とのバランスのとれた経営を目指しています。

具体的には、経営に関するリスクを以下のとおり9つに分類し、それぞれに主管部を定め、経営企画部を統括部署として総合的なリスク管理態勢の構築を目指すとともに、総合リスク管理会議、総合リスク管理委員会、ALM会議、ALM委員会などの会議体系を有効に機能させることでリスクマネジメントが効率的・効果的に運用されるよう、態勢の整備をすすめています。

なお、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」については、各々のリスクの管理方針・管理規程等の遵守を通じて管理・統制を行い、牽制・検証態勢の構築と管理手法の高度化を推進しています。

また、「事務リスク」「システムリスク」をはじめとしたいわゆる「オペレーショナル・リスク」については、そのリスクの顕在化（発生）を最小限にとどめるために、各々のリスク管理方針・管理規程に基づき、牽制・検証態勢の構築などの予防策やリスク軽減策を策定・実施するとともに、万一の場合に備えた「コンティンジェンシープラン（危機時対応策）」や、大規模地震等の際、業務継続を図るための「業務継続計画」を策定しています。

リスク管理に関する体系図



内部管理態勢の充実について

法令等遵守態勢について

法令等遵守(コンプライアンス)とは、法令をはじめ当金庫内の諸規程さらには確立された社会規範に至るまで、あらゆるルールを遵守することです。当金庫は、「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」「法務リスク管理基本方針」「法令等遵守に係る基本方針」等に基づき、地域に根ざした協同組織金融機関としての社会的使命と高い公共性を全役職員に周知徹底し、社会人としての健全な常識や、より高い倫理観を持って業務活動を行い、社会的責任を果たしていくことを経営の最重要課題の一つと位置づけています。

コンプライアンス態勢の整備については、研修等教育を推進しており、2025年度には全部室店で1,319回のコンプライアンス勉強会を開催、また職員一人ひとりのレベルアップを図るため、コンプライアンス検定試験受験を奨励し、247人(2026年3月末現在)の役職員が合格しています。さらに全役職員が「コンプライアンス手帳」を常時携帯し、定期的に自己チェックを行うなど態勢整備を促進しています。

法令等遵守に係る基本方針

経営理念に基づき、高い倫理観と社会的使命や公共性を自覚して業務を遂行し、地域の信頼を確保する。

1. 経営幹部(役員および部室店長)は、金庫が公器であることを自覚して、経営理念に基づく健全な金庫運営を第一とする。
2. 役職員等は、立派な社会人として、高い法令等遵守(コンプライアンス)精神と社会的使命感を持って業務を遂行する。
3. 役職員等は、私生活の健全化に努める。
4. 反社会的勢力は断固排除する。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスの実現のため、コンプライアンスに関連する方針や規程、組織や役割等を網羅した「コンプライアンス態勢」を役職員全員に周知し、教育・研修に活用しています。主な内容は以下のとおりです。

○コンプライアンスの組織と役割

役職員の基本的な責任と禁止事項、法務リスク管理規程に基づく各組織・役職員の役割等を定めています。コンプライアンスを統括する部署として役員を含めた全部室の横断的な組織である「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、本部・営業店の全部室店に「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置し、「コンプライアンス責任者会議」「コンプライアンス担当者会議」を定期的開催するなどコンプライアンス態勢の整備を図ることとしています。

○コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令等の解説や違反行為を発見した場合の対処方法などを定めています。毎月「コンプライアンス・チェックリスト」で自己チェックを行うことや、コンプライアンス違反情報の収集・報告、それらの事案へ対応するための組織と情報の流れを定めています。また、法令等の解説書等を整備しています。

○コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定することを定めています。

利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程、利益相反管理対応マニュアル(Q&A)を制定し、お客さまとのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めています。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(注) 本方針において「反社会的勢力」とは、属性要件として、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動(政治活動)等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下、これらを暴力団員等という。)、および暴力団員等が経営を支配または経営に実質的に関与していると認められる関係がある者、暴力団員等を不当に利用している者、暴力団員等への資金提供、便宜供与等、社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。更に、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当要求等の行為要件にも着目して判断します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、「経営理念」「みらい宣言」「行動の指針」に基づき、全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営に努めてまいります。また、より良い業務運営を実現するため、その取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを図ってまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、お客さまの最善の利益を追求し、商品・サービスをご提供するように努めてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に定める「利益相反管理基本方針」に則り、お客さまとのお取引について適切に管理を行い、お客さまの利益を保護するように努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用等は、その詳細についてお客さまにご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

4. 重要な情報の分かりやすいご提供

金融商品のご提案にあたっては、お客さまに適正な判断をしていただくために、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、金融商品やサービスについての重要な情報を分かりやすくご提供するように努めてまいります。

5. お客さまにふさわしいサービスのご提供

お客さまとのお取引にあたっては、別に定める「金融商品に係る勧誘方針」に則り、お客さまの金融商品やサービスに関する知識、経験、財産の状況、お客さまが契約を締結する目的に照らして、お客さまにふさわしい金融商品やサービスをご提供するように努めてまいります。

6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

全役職員が常にお客さま目線を持ち、お客さま本位の業務運営を行うよう、研修その他の動機づけの枠組みやガバナンス態勢について適切に整備するように努めてまいります。

お客さま保護態勢について

金融商品取引法等への対応について

2007年9月の「金融商品取引法」の全面施行および信用金庫法等の関連法令の改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めております。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

当金庫の勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身のご判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正なご判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客さまへの説明態勢について

融資取引をはじめとするお客さまとのお取引については、その内容をお取引の関係者に十分にご理解いただくことが必要です。そのため「説明態勢に係る規程」等を整備するとともに、職員教育の徹底・人材の育成を図ることとしています。

苦情等への対応について

お客さまからの苦情等に対しては、公平・誠実に対応し、迅速な解決を図ることが、お客さまとの信頼向上を図るうえで最も重要であると認識し、職員教育の徹底や他金融機関の事例も含めた分析等を通じて、同様の苦情等の発生を未然に防止する態勢の整備に努めています。

金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情等のお申し出に公平・誠実・迅速に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して相談・苦情等の解決を図り、信頼性の向上に努めています。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

当金庫では、業務運営体制・内部規則を整備し、「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をホームページおよび各営業店に店頭掲示することで公表しています。苦情等のお申し出につきましては、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)までお申し出ください。

紛争解決措置

下記の仲裁センター等に加えて最寄の弁護士会で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。

- 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
- 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
- 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
- 熊本県弁護士会 (電話:096-325-0913)
- 鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)

顧客情報保護への対応について

お客さまに個人情報を安心してご提供いただくため、関係法令および諸規程等を遵守し、「顧客情報保護基本方針」等に基づき顧客情報保護に努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客さまの個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(お取引解約・終了後に行うものも含みます。)
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 各種法定調書の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- 預金口座付番に関する事務のため
- 公金受取口座の登録・変更・抹消等、ならびに災害時・継続時における預金口座の情報提供、本人特定事項・個人番号の正確性の確保に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記のご相談窓口までお申し出ください。

法令等による利用目的の限定

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

個人情報に関するご相談窓口

大分みらい信用金庫 営業推進部

- 住所 〒874-8639 別府市駅前本町1番31号
- 電話番号 0977-22-1184
- FAX 0977-22-7671
- Eメール mirai@oitamirai.co.jp

- 窓口の時間帯 9:00～17:00
(月～金 但し、金融機関の休業日を除く)
- ※詳しくは、本支店窓口にお申し出いただくか、当金庫ホームページをご覧ください。

金融犯罪に対する対応について

当金庫では、金融犯罪に対する対応について、以下の取り組みを行っております。

特殊詐欺等への対応について

●特殊詐欺にご注意ください。

特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金を受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗(窃盗)を含む。)のことです。

近年では、被害者に恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る「ロマンス詐欺」や同様の方法で投資に誘導し金銭等をだまし取る「投資詐欺」といった手口が増加しています。

●ATMコーナーでの対応(支払限度額、暗証番号変更)

全国的にキャッシュカードの偽造または盗難によりATMで預金が不正に引き出される被害が増加しております。

お客さまにおかれましては、キャッシュカードや暗証番号の厳重な管理をお願いします。暗証番号は定期的に変更することをお勧めします。暗証番号のご変更は、最寄りの当金庫ATMで可能です。

また、当金庫ATMで1日あたりのお支払限度額を減額変更することができます。普段ご利用される金額にあわせて制限することで、お客さまの大切なご預金を守ることができます。

●偽造、盗難キャッシュカード被害が発生した場合の取り扱い

キャッシュカードの偽造または盗難により個人のお客さまのご預金がATMから不正に引き出された場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。ただし、お客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご不明な点がある場合には、当金庫の窓口等にお問い合わせください。

●キャッシュカード等の盗難、紛失の24時間受付実施

キャッシュカードの盗難・偽造等の被害に遭われた場合は、ただちに以下の受付先にご連絡ください。

曜日等	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	8時30分～17時00分	各お取引店	各お取引店電話番号
平日の上記時間帯以外・土曜・日曜・祝日		信金事故届け受付センター	0120-361-334

「暮らし安心」ネットワーク運動について

昨今多発する特殊詐欺などの金融犯罪からお客さまを守り、安心して暮らせる地域づくりのため、全店で「暮らし安心」ネットワーク運動を展開しています。

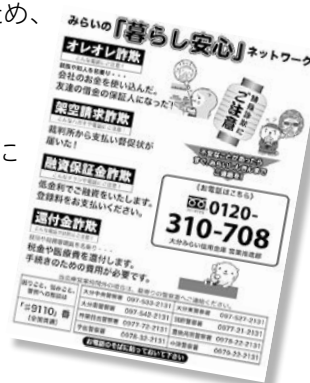
本活動については、別府警察署にもご協力いただき、2009年2月から活動を開始しました。

1.方針

お取引先が特殊詐欺に遭わないよう、主にご高齢のお客さまと渉外係が連携して被害防止に努めます。

2.具体的内容

詐欺被害の未然防止を図るため、渉外係が当金庫への連絡方法等が記載されたパンフレットをお取引先に持参し、お客さまの電話機近辺に貼付させていただくことをお勧めしています。不審な電話や訪問、郵便物等があった場合、すぐにご連絡をいただき、一緒になって被害を防止しようとするものです。



カスタマーハラスメントに対する基本方針の制定

当金庫では、「この地域(まち)に根ざし、未来(あす)を拓く」を経営理念に掲げ、全役職員がお客さまからの信用や信頼に応えるため、日々の業務に取り組んでいます。

また、お客さまへより良いサービスを提供するためには、役職員が心身ともに健康で気持ちよく働ける職場づくりが重要だと考えています。

そのため、当金庫ではこのたび、社会通念上不相当な要求や暴言、威圧的な態度等から職員を守るため、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を制定し、ホームページに掲載しております。

制定日

2025年4月1日(火)



マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策への対応について

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策にかかる基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

また、経営陣は、マネロン等対策にかかる態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、およびリスクの特定・評価・低減にかかる各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にもとづき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)および当金庫における疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

当金庫は、新規取引開始時に本人確認や取引目的の確認等を実施します。また、顧客情報や取引内容等に応じて、取引開始後においても継続的に本人確認や取引目的の確認等を実施します。

なお、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。また、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁および資産凍結の措置

当金庫は、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、マネロン等対策に関わるすべての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、それらの結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

当金庫は、新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

お客さま情報の確認に関するご協力をお願い

当金庫では特殊詐欺などの金融犯罪を防止し、お客さまが安心・安全にお取引いただけるように金融庁が策定・公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき様々な対策を講じています。

その対策の一環として、新たにお取引をいただくお客さまに加え、すでにお取引いただいているお客さまにつきましても定期的・継続的にお客さまに関する情報やお取引目的等の確認を行っております。

預金商品のご案内

2026年6月末現在

主な預金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座預金	小切手・手形を振り出すことによりお支払いできます。法人や個人事業者の方の効率的な資金管理に最適です。※2025年4月1日より新規受付中止	随時	1円以上
普通預金	給与・年金、配当金の受け取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用できます。オリジナルデザインのみらっこ通帳もございます。	随時	1円以上
無利息型普通預金	無利息ですが、預金保険制度により、全額保護される普通預金です。すでにお持ちの普通預金口座を変更することもできます。	随時	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資(当座貸越)をセットした暮らしに欠かせない口座です。	普通預金、定期預金と同様	普通預金:1円以上 定期預金:1万円以上
貯蓄預金	個人の方専用の預金です。20万円型と40万円型があります(自動受取・自動支払はご利用できません)。※2026年7月1日より新規受付中止	随時	I型:40万円以上 II型:20万円以上
通知預金	短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金です。	原則お引き出しは納税時のみ	1円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年据え置いた後は、1カ月前にご連絡いただければお引き出しができます(個人の方に限ります)。	最長3年(据置期間1年)	100円以上 300万円未満
スーパー定期預金	プランに合わせてお預け入れいただける手軽で身近な定期預金です。個人の方でお預け入れ期間3年以上の場合は、複利型の運用ができます。	1カ月～5年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金を有利に運用できる定期預金です。	1カ月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	6カ月ごとに適用利率が変動する定期預金です。	定型方式:1年、2年、3年 期日指定方式:1カ月超3年以内	1,000円以上
定期積金	一定額を毎月継続して積み立てる預金です。	6カ月～5年	掛金1,000円以上
積立定期預金	目標を決めて自由に積み立てます。ボーナス時に増額もできます。	1年～7年	1,000円以上
一般財形預金	いろいろな目的の貯蓄としてご利用できます。給与やボーナスからの天引きで積み立てます。事業主等を通じたお申し出により払い戻しいたします。	3年～15年	1,000円以上
財形年金預金	60歳以降に年金として受け取るための老後の資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。	5年以上	1,000円以上 (元利合計550万円までは非課税)
財形住宅預金	マイホームの新築やリフォームなど、住まいの資金づくりを目的として、給与やボーナスからの天引きで積み立てます。		
譲渡性預金(NCD)	譲渡可能な預金で大口資金の短期間運用に適しています。	2週間～2年	1,000万円以上
後見制度支援預金	ご本人の大切な預金を安全かつ簡便に管理するための制度です。	随時	1円以上

※金利は、店頭表示利率を適用します。

融資商品のご案内

2026年6月末現在

●個人向けローン

主なローンの種類		お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
住宅ローン	マイホーム物語	土地および住宅の購入、住宅新築、増改築(リフォーム資金含む)、借換資金等にご利用できます。	2億円以内	50年以内
	しんきん住宅ローン		2億円以内	50年以内
	しんきん無担保住宅・リフォームローン		2,000万円以内	20年以内
	しんきん空き家解体ローン 「解体・新・所。」		500万円以内	20年以内
教育ローン	しんきん教育ローン	就学する学校等への1年分の納付金や就学にかかる1年分の付帯費用(100万円以内)、また他金融機関でご利用中の教育資金の借換資金等にもご利用できます。	1,000万円以内	16年以内 (卒業予定月まで据置可)
	みらい教育カードローン 「春、いちばん」	就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用にご利用できます。就学中は極度額範囲内であれば何度でも反復してお借り入れできます。	50万円～ 500万円以内	【カードローン期間中】 5年以内(1年更新) 【証書貸付切替後】 3カ月～10年以内
マイカーローン	しんきんマイカーローン	車・オートバイ・自転車の購入、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付、免許取得費用、他金融機関でご利用中のマイカーローン借換資金等に幅広くご利用できます。	1,000万円以内	15年以内
フリーローン	みらいおさいふローン	お使いみち自由(事業資金を含む)のローンです。インターネット等から仮審査申込ができます。	500万円以内	10年以内 (申込金額が300万円以下の場合は7年以内)
	みらいフリーローンMAX500	お使いみち自由の個人向けローンです。	500万円以内	10年以内
	しんきんフリーローンCan!	お使いみち自由です。おまとめや事業資金にもご利用できます。	500万円以内	10年以内
	フリーローン・ビッグ	お使いみち自由(事業資金を含む)のローンです。インターネット等から仮審査申込ができます。	1,000万円以内	10年以内
カードローン	みらいきゃっする	インターネット等で仮審査申込ができるカードローンです。	500万円以内	5年(自動更新可)
	みらいカードローン	お使いみち自由(事業資金を除く)のカードローンです。	100万円以内	3年(自動更新可)
その他	みらいシニアライフローン	リフォーム資金、自動車の購入資金、旅行資金等にご利用できます。	100万円以内	10年以内
	職域サポートローン	「みらいしんきん職域サポート」申込先事業所に勤務する従業員さま向けのローンです(事業資金を除く)。	500万円以内	10年以内

●事業者向けローン

主なローンの種類	お使いみち	ご利用限度額	ご融資期間
クイックワイド保証(大分県信用保証協会保証付)	事業資金にご利用できます。	8,000万円以内	10年以内
クイック1250保証(大分県信用保証協会保証付)		1,250万円以内	10年以内
事業者カードローン(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年または2年
みらい事業者カードローン300(大分県信用保証協会保証付)		300万円以内	1年または2年
みらい新事業応援当座貸越(大分県信用保証協会保証付)		2,000万円以内	1年
クイックローン(大分県信用保証協会保証付)		2億8,000万円以内	1年または2年
みらいビジネス応援ローン(アイフル保証)		500万円以内	10年以内
みらいアパートローン(オーシー保証)		3億円以内	35年以内

※他にも各種ローンをご用意しています。詳しくは最寄りの窓口までお気軽にご相談ください。

その他の金融商品・サービスのご案内

2026年6月末現在

主な金融商品・サービスの種類	特 色
しんきんバンキングアプリサービス	スマートフォンで残高照会、入出金明細がリアルタイムに確認でき、明細にメモを残すことができます。
インターネットバンキングサービス	パソコンやスマートフォンから残高照会や振込、税金の払込などがご利用できます。法人の方には、総合振込など大量の振込ができるサービスもご用意しております。
為替自動送金サービス	毎月定期的な振込先(駐車場料、家賃、学費など)を登録することで煩雑なお振り込み手続きを自動化します。
預金口座振替サービス	家賃、授業料、会費などを、お客さまに代わって口座振替により集金代行します。
しんきんテレホン・ファクシミリサービス	コンピュータが電話またはFAXでお客さまの口座への振込入金をご連絡します。また、残高照会などもご利用できます。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属など、お客さまの大切な財産を安全にお預りします。
夜間金庫	お店の売上代金などを、窓口が終了した後も安全にお預りします。
しんきんコンビニ収納サービス	事業を営むお客さまの販売代金等を、全国のコンビニエンスストアを通して、取引先顧客から回収するサービスです。
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードが、全国のJ-Debit加盟店でのお買い物などのお支払いにそのままご利用できるサービスです。
年金受取手続サービス	年金の受取手続や受取額の調査等を専門家を通じてお手伝いします。
公共債の窓口販売	個人向け国債等をお取り扱いしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険や一時払終身保険等をお取り扱いしております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客さまへの長期火災保険や、企業の業務上の災害に備えるための損害保険をお取り扱いしております。
しんきん共済制度の募集	ケガの補償や福利厚生などのサービスが受けられる日本フルハップを募集しております。
信託契約代理業務	相続信託、暦年信託、土地信託、年金信託、公益信託、特定贈与信託、特定金銭信託などをお取り扱いしております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
併営業代理店業務	遺言信託、遺産整理業務、国民年金基金加入勧奨業務をお取り扱いしております。 (三井住友信託銀行との信託契約代理店 取扱店:本店営業部、大分支店、中津中央支店) (信金中央金庫との信託契約代理店 取扱店:出張所を除く各支店)
しんきん電子記録債権サービス (でんさいネットサービス)	でんさいネットは、全国の金融機関が加盟する新たな資金決済手段です。当金庫も参加金融機関として、でんさいネットサービスの提供を行っております。

主な手数料のご案内

2026年6月末現在

●国内為替手数料

(税込み)

内容				振込金額	当金庫同一店内宛		当金庫本支店内		他行宛
					非会員	会員	非会員	会員	
振込1件につき	ATM利用(現金扱い)			5万円未満	220円	220円	220円	220円	495円
				5万円以上	440円	440円	440円	440円	660円
	ATM利用(当金庫カード)			5万円未満	110円	無料	110円	無料	275円
				5万円以上	220円	無料	220円	無料	330円
	eバンキング利用(FB・HB・IB・法人IB)			5万円未満	無料	無料	110円	110円	330円
				5万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
	窓口利用			5万円未満	330円	165円	330円	330円	605円
				5万円以上	550円	330円	550円	550円	770円
為替自動送金				5万円未満	無料	無料	110円	110円	330円
				5万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
				新規契約手数料					
代金取立	支払場所		当金庫	他行	その他				
	店頭入金電子交換所扱い	小切手	無料	330円	不渡手形返却料	取立手形組戻料	取立手形店頭呈示料	送金・振込の組戻料	
		手形	660円	1,100円					1,100円
	個別取立(電子交換所不参加)		1,100円						

●その他手数料

(税込み)

各種取引履歴明細	550円	摘要入力伝票購入手数料	5,500円
残高照会書	当金庫所定(1通) 330円 英文・その他(1通) 1,100円	信託契約時・追加 信託時事務手数料	信託金額×0.55%(上限55,000円)
利息証明書発行(1通)	550円	両替機	1~50枚...100円/51~500枚...200円/ 501~1,000枚...300円/1,001~1,500枚...400円
通帳・証書・キャッシュカード・ローンカード再発行	1,100円		1~50枚...330円/51~500枚...550円/ 501~1,000枚...1,100円/ 1,001枚以上...1,650円~(500枚ごとに550円加算)
ICキャッシュカード発行・再発行	1,100円	両替	1~50枚...330円/51~500枚...550円/ 501~1,000枚...1,100円/ 1,001枚以上...1,650円~(500枚ごとに550円加算)
ファームバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円×※2)		1~50枚...無料/51~500枚...550円/ 501~1,000枚...1,100円/ 1,001枚以上...1,650円~(500枚ごとに550円加算)
ホームバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円×※2)	金種指定支払 手数料※5	1~50枚...無料/51~500枚...550円/ 501~1,000枚...1,100円/ 1,001枚以上...1,650円~(500枚ごとに550円加算)
個人インターネットバンキング基本手数料(月額)	無料		1~100枚...無料/101~500枚...550円/ 501~1,000枚...1,100円/ 1,001枚以上...1,650円~(500枚ごとに550円加算)
法人インターネットバンキング基本手数料(月額)	3,300円(1,100円×※2)	大量硬貨入金 手数料※6	1~100枚...無料/101~500枚...550円/ 501~1,000枚...1,100円/ 1,001枚以上...1,650円~(500枚ごとに550円加算)
夜間金庫利用料(年間)	39,600円		
貸金庫利用料(年間)	7,700円~26,400円		
特殊口座開設手数料	11,000円		
不動産 担保設定 ※1	基本手数料 33,000円 変更・追加手数料 11,000円 抹消手数料 5,500円		
融資条件変更事務手数料 ※3	5,500円		
個人ローン融資実行事務手数料	1,100円		
個人ローン繰上げ返済手数料	5,500円		

※1.不動産担保設定手数料については、新規申込金額と現在ご利用いただいている借入残高の合計額が300万円以下の場合はいadakません。

※2.照会・個別資金移動サービスのみの場合です。

※3.保証会社保証付きローンを除く証書貸付の条件変更(金利低減)の際に、融資条件変更事務手数料をいただきます。

※4.お客さまが持参された紙幣・硬貨の合計枚数と両替後の紙幣・硬貨の合計枚数のいずれが多い枚数を両替枚数とします。新券への両替、汚損した現金、旧紙幣・硬貨、記念硬貨等の交換を含みます。

※5.現金による預金の払出に際し、金種指定をされた場合、1万円札を除いた枚数に応じて手数料をいただきます。ただし、1万円札の新券は取扱枚数に含まれます。

※6.複数伝票に分けて入金の場合は、合計の硬貨枚数を入金枚数とします。入金時および振込や納税等の諸納付時の受入れについても適用します。

●でんさいネット

(税込み)

記録等の種類		請求等する方法	
		パソコン	事務代行
発生記録	当金庫宛	330円	880円
	他行庫宛	660円	1,210円
譲渡記録	当金庫宛	330円	880円
	他行庫宛	660円	1,210円
分割(譲渡)記録	当金庫宛	330円	880円
	他行庫宛	660円	1,210円
開示請求	通常開示(オンライン)	無料	—
	特例開示(書面)	—	3,850円
	残高の開示(都度発行方式)	—	4,950円
	残高の開示(定例発行方式)	—	1,650円
単独保証記録		330円	880円
変更記録	変更記録(オンライン)	330円	—
	変更記録(書面)	—	2,750円
支払等記録		330円	880円
特定記録機関変更記録			4,400円

2025年度 開示項目一覧 I

●信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

■単体ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

開示項目	情報編	資料編
1. 金庫の概況及び組織に関する事項		
(1)事業の組織	14	
(2)理事・監事の氏名及び役職名	14	
(3)会計監査人の氏名又は名称	14	
(4)事務所の名称及び所在地	21	
2. 金庫の主要な事業の内容		1
3. 金庫の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況	4～5	2
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫役員数 ⑬職員数 ⑭会員数		7
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
イ.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		7
ロ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		7
ハ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘		7
ニ.受取利息及び支払利息の増減		7
ホ.総資産経常利益率		7
ヘ.総資産当期純利益率		7
②預金に関する指標		
イ.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高		8
ロ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高		8
③貸出金等に関する指標		
イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高		8
ロ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		8
ハ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額		8
ニ.使途別の貸出金残高		8
ホ.住宅ローン及び消費者ローンの残高		8
ヘ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		8
ト.預貸率の期末値及び期中平均値		8
④有価証券に関する指標		
イ.商品有価証券の種類別の平均残高		9
ロ.有価証券の種類別の残存期間別の残高		9
ハ.有価証券の種類別の平均残高		9
ニ.預証率の期末値及び期中平均値		9

開示項目	情報編	資料編
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1)リスク管理の態勢		15～17、35
(2)法令遵守の態勢		36～40
(3)「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み		34
(4)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	6～9、18～19	
(5)金融ADR制度への対応		37
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		3～6
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及び①～④までに掲げているものの合計額 ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ⑤正常債権		34
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	5	18～19
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ①有価証券 ②金銭の信託 ③デリバティブ取引		9
(5)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		7
(6)貸出金償却の額		7
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		4
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		6

■金融再生法第7条に基づく開示事項

開示項目	情報編	資料編
1. 金融再生法第7条に基づく資産査定の結果について	5	34

■中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に基づく開示事項

開示項目	情報編	資料編
1. 金融仲介機能の発揮について		34
2. 地域密着型金融の取組状況	6～9	
3. 地域貢献に関する情報開示	2	
4. 総代会の機能強化に関する事項	12～13	

■連結ベースの開示項目

(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

開示項目	情報編	資料編
1.金庫及びその子会社等の概況に関する事項		
(1)金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		10
(2)金庫の子会社等に関する事項 ①名称 ②主たる営業所又は事務所の所在地 ③事業の内容 ④設立年月日 ⑤資本金 ⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ⑦金庫の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		10
2.金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況		10
(2)直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 ①連結経常収益 ②連結経常利益又は経常損失 ③親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ④連結純資産額 ⑤連結総資産額 ⑥連結自己資本比率		10

開示項目	情報編	資料編
3.金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		
(1)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書		11~14
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額 ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③三月以上延滞債権(貸出金のみ) ④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) ⑤正常債権		12
(3)自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況		26~27
(4)金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの		11~12
4.報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		14

2025年度 開示項目一覧 II

●信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づく(連結は規則第133条第1項第3号ハ)、「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の記載事項一覧

■定性的な開示事項(単体・連結ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本調達手段の概要		15
2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要		15
3.信用リスクに関する事項		15
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要		15
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要		16
6.証券化エクスポージャーに関する事項		16
7.オペレーショナル・リスクに関する事項		16
8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要		16
9.金利リスクに関する事項		17
10.連結の範囲に関する事項		17

開示項目	情報編	資料編
■自己資本の構成に関する開示事項(単体ベース)		18

■定量的な開示事項(単体ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本の充実度に関する事項		19
2.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)		20~24
3.信用リスク削減手法に関する事項		24
4.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		25
5.証券化エクスポージャーに関する事項		25

開示項目	情報編	資料編
6.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		24
7.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		24
8.金利リスクに関する事項		24

開示項目	情報編	資料編
■自己資本の構成に関する開示事項(連結ベース)		26

■定量的な開示事項(連結ベース)

開示項目	情報編	資料編
1.自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって、信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		27
2.自己資本の充実度に関する事項		27
3.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)		28~32
4.信用リスク削減手法に関する事項		32
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		33
6.証券化エクスポージャーに関する事項		33
7.出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		32
8.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		32
9.金利リスクに関する事項		32



〒874-8639 大分県別府市駅前本町1番31号
TEL 0977-22-1181(代表)

インターネットホームページ URL
<https://www.oitamirai.co.jp/>

E-mailアドレス
mirai@oitamirai.co.jp

みらいしんきん

検索

